

～高齢者のためのガイドブック～

すこやか進行中!!

令和 **8** 年度版
2026年



京都市
CITY OF KYOTO

目次

高齢者に関する相談窓口

- 区役所・支所
- 民生児童委員、老人福祉員 4
- 高齢サポート(地域包括支援センター)について

重層的支援体制整備事業について 5

- 長寿すこやかセンター
- ・ 成年後見支援センター 6
- ・ 知恵シルバーセンター
- ・ 社会福祉研修・介護実習普及センター



介護保険サービス 7

介護保険制度のしくみ 8

介護保険の対象となる方は

介護保険被保険者証について 9

介護保険の届出が必要なときは

サービスの利用手続 10

ご存知ですか? ケアマネジメント 13

■ どんな流れで実施されるの? 13

介護支援専門員(ケアマネジャー)とは?

介護保険で利用できるサービス 14

居宅系サービス

- 訪問介護(ホームヘルプサービス) 14
- 訪問型サービス(総合事業)

- 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 訪問看護・介護予防訪問看護 15
- 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

- 通所介護(デイサービス)・地域密着型通所介護
- 通所型サービス(総合事業)
- 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 16
- 通所リハビリテーション(デイケア)・介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

● 小規模多機能型居宅介護・ 介護予防小規模多機能型居宅介護	
● 看護小規模多機能型居宅介護	
● 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)	17
● 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 (ショートステイ)	
● 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	18
● 福祉用具購入費・ 介護予防福祉用具購入費の支給	19
● 住宅改修費・介護予防住宅改修費の支給	20

施設・居住系サービス

● 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)・ 地域密着型特別養護老人ホーム (地域密着型介護老人福祉施設)	
● 老人保健施設(介護老人保健施設)	21
● 介護医療院	
市内の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) への入所について	
● 地域密着型特定施設入居者生活介護・ 特定施設入居者生活介護・ 介護予防特定施設入居者生活介護	22
● 認知症高齢者グループホーム (認知症対応型共同生活介護)・ (介護予防認知症対応型共同生活介護)	

利用者負担について 23

■ 介護保険負担割合証について	24
■ 居宅系サービスを利用したときの利用者負担	25
■ 居宅系サービスを利用したときの利用限度額	
■ 施設・居住系サービスを利用したときの利用者負担	26

利用者負担の軽減について 27

■ 特定入所者介護サービス費(負担限度額認定)	27
■ 高額介護サービス費	28
医療費控除の取扱いについて	
■ 高額医療合算介護サービス費	29
■ 利用料に関する経過措置	
■ 社会福祉法人による利用者負担軽減	30
■ 利用料の減免について	

保険料について 31

■ 保険料の算定方法と納め方	31
■ 第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料	32
■ 保険料の納付が困難な事情があるときは	33
■ 保険料を納めないでいると	34

納得できる事業者選び 35

■ サービス提供事業者との契約のチェックポイントは?	
■ 事業者を選ぶときの参考となる情報はありますか?	35
介護の現場では～身体拘束のないケアの実現に向けて～	

ご存知ですか? 介護サービス相談員 36

ケアラー支援の推進について	36
介護と仕事の両立支援制度	

高齢期からの健康づくり

①介護が必要とならないために(介護予防) 38

①介護予防のための教室や相談会 38

②地域での自主的な介護予防活動の支援

③その他(住宅改修費補助) 39

地域介護予防推進センターとは

②疾病の予防と健康づくり 40

◎歯周疾患予防健診

◎地域における健康づくり(健康教育)・健康づくりサポーターによる活動・がん検診 40

京都市が実施しているがん検診

◎感染症予防について 41

◎各種健康診査について 42

◎はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業について

フレイル対策で健康長寿 43

歯と口の健康から健康長寿

ひとり暮らしあるいは寝たきりや認知症の高齢者がいらっしゃる世帯へのサービス

◎日常生活用具 44

◎配食サービス

◎あんしんネット119(緊急通報システム) 45

◎ごみ収集福祉サービス(まごころ収集)

家庭で介護する家族へのサービス

◎家族介護用品

燃やすごみ用有料指定袋の無料交付について 46

◎やさしい介護講座

◎介護に関する入門的研修

◎医療的ケア・口腔ケア実践講習会 47

「プロが教える!ご家族向け介護セミナー」

高齢者の権利擁護

◎高齢者権利擁護相談

◎日常生活自立支援事業 48

◎成年後見制度

◎単身高齢者万一あんしんサービス事業

◎高齢・障害外国籍市民の福祉サービス等利用に関する相談・支援 49

◎高齢者虐待に関する相談 50

◎一人暮らしお年寄りの見守り等の推進(一人暮らしお年寄り見守りサポーター) 51

◎認知症に対する正しい理解の普及・啓発[認知症サポーター養成講座]

認知症の方や家族を支える制度やサービス

認知症ガイドブック 52

認知症?「気づいて相談!」チェックリスト

認知症の方への初期・初動支援(認知症初期集中支援チーム) 53

認知症医療提供体制の強化(認知症疾患医療センター)

◎高齢者あんしんお出かけサービス

～小型GPS端末機の貸出～

◎みまもりあいステッカー 54

認知症による行方不明への“備え”と“対応”

介護保険の対象とならない方への生活支援サービス

◎在宅生活支援ホームヘルプサービス 55

介護保険以外の施設サービス

◎養護老人ホーム	55
◎軽費老人ホーム(ケアハウス)	56
◎サービス付き高齢者向け住宅	57
◎有料老人ホーム	57
有料老人ホームの選び方	

いきいきとした生活を応援します

◎敬老乗車証	58
◎二条城・動物園・美術館等施設の無料入場	59
◎すこやかクラブ京都(老人クラブ)	59
◎健康長寿サロン	60
◎高齢者仲間づくり支援事業	60
◎シルバー人材センター	61
◎ボランティア活動	61
◎知恵シルバーセンター	61
福祉の増進を図るための施設	
◎地域支え合い活動創出事業 (生活支援体制整備事業)	62

年金・医療・住宅に関する制度など

◎年金制度	63
◎障害者控除対象者認定書の発行	64
◎高齢者の医療制度	64
◎すまいの相談	66
◎居住支援法人	66
◎居住安定援助賃貸住宅(居住サポート住宅)	67
◎すこやか賃貸住宅・すこやか賃貸住宅協力店	67
◎高齢者すまい・生活支援事業	68
京都市内で特殊詐欺被害が多発!	
消費生活総合センター	

苦情相談窓口は?	69
京都市介護認定給付事務センター	70
京都市国保・後期医療給付事務センター	70
区役所・支所	70
高齢サポート(地域包括支援センター)	72
地域介護予防推進センター	73

高齢者についての情報は
インターネットで閲覧することができます 裏表紙

※ガイドブックは原則、令和8年4月現在の情報を掲載しています。
その後の情勢の変動等により内容に変更が生じる場合があります
のでご了承ください。

高齢者に関する相談窓口

区役所・支所

高齢者の保健・福祉に関する一番身近な行政の相談窓口です。

相談・申込内容	窓 口		京北出張所	京北地域
要介護認定の申請、その他介護保険に関すること	健康長寿推進課	高齢介護保険担当		保健福祉第一担当
介護保険以外の高齢福祉サービスに関すること		健康長寿推進担当・地域支援担当		
心身の障害に関すること、難病に関すること	障害保健福祉課			保健福祉第一担当、第二担当
生活にお困りの方	生活福祉課			保健福祉第一担当
国保・後期高齢者医療・国民年金に関すること	市民総合窓口室(保険年金担当)			
健康づくりに関すること	健康長寿推進課	健康長寿推進担当		保健福祉第二担当

電話番号▶70・71ページをご覧ください

民生児童委員、老人福祉員

地域の身近な相談相手として民生児童委員及び老人福祉員が配置されています。

- 民生児童委員とは…厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの担当地域において、関係機関・団体やボランティアの方と協力しながら、福祉に関する相談・援助活動を行っています。
- 老人福祉員とは…市長から委嘱され、主にひとり暮らしの高齢者を訪問し、安否確認や話し相手となること等により、地域の高齢者を見守っています。

お住まいの地域を担当する委員等をお知りになりたい場合は、各区役所・支所健康長寿推進課地域支援担当にお問い合わせください。

電話番号▶70・71ページをご覧ください



高齢サポート(地域包括支援センター)について

高齢サポートとは

高齢サポート(※)は、地域で暮らす高齢者の皆様の、介護、福祉、健康、医療の面から総合的に支援するために京都市が市内61か所で委託運営している公的な相談窓口です。
(相談は無料、相談受付は平日9時～17時)

※平成24年2月に愛称「高齢サポート」とシンボルマーク「

※電話番号は72・73ページをご覧ください。



専門職員が、
各専門分野の視点から
連携し、一体的に
皆様の支援します。

高齢サポートでは、こんな仕事をしています。

高齢者の相談窓口です。

高齢者やその家族、近隣に暮らす方の介護、福祉、健康、医療に関することをご相談ください。

自立して生活できるように支援します。

皆様の今の状態に合わせた介護予防について一緒に考え、支援を行います。

高齢者の権利を守ります。

高齢者が安心していきいきと暮らすために、皆様が持つさまざまな権利を守ります。成年後見制度の紹介や、虐待を早期に発見すること、消費者被害などに対応します。

さまざまな方面から高齢者を支えます。

高齢者を支える地域のケアマネジャーへの指導や支援のほか、皆様にとってより暮らしやすい地域にするために、さまざまな機関とのネットワークづくりを行います。

高齢サポートによる一人暮らし高齢者宅への訪問活動について

お住まいの地域を担当する高齢サポートの専門職員が、一人暮らし高齢者のご自宅を訪問し、介護、福祉、健康、医療などの日常生活での困り事、悩み事などの相談に応じるとともに、ご希望に応じて民生児童委員、老人福祉員、社会福祉協議会などによる日頃の見守りにつなげています。

訪問活動の流れ

① 高齢サポートから訪問対象の方に個別にお知らせをします。

訪問対象の方が多数おられるため、順次、高齢サポートから郵送などで訪問のお知らせをします。

② 訪問日時の調整をします。

希望される訪問日時を電話などでお伝えください。

③ 高齢サポートの専門職員が訪問をします。

ご自宅などを訪問し、日常生活での困り事、悩み事などの相談に応じるとともに、元気づけながら取り組める介護予防に関する情報など各種サービスや制度の紹介をします。

高齢サポートの職員は必ず職員証を持参、提示のうえ訪問します。

訪問時に資産や銀行口座などをお尋ねすることはありません。

④ 地域における見守り活動促進事業について説明します。

※詳しくは下記をご覧ください。



〈お問い合わせ〉 保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課 ……075-222-3800

地域における見守り活動促進事業について

一人暮らしの高齢者や障害のある方などで、日常的な見守りを希望される方の住所・氏名・連絡先等の情報を記載した名簿を作成し、地域の関係機関(高齢サポート、民生児童委員、学区社会福祉協議会など)に貸し出すことにより、生活実態の把握や援助活動、情報の提供など、地域における日常的な見守り活動につなげていきます。

〈対象となる方〉 次に掲げる方のうち、個人情報を提供することに同意された在宅の方

① 65歳以上の要介護1・2、要支援1・2の単身世帯等の方

② 要介護3以上の方

③ 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定の単身世帯等の方

④ 障害支援区分4以上の方

⑤ 本市のあんしんネット119(緊急通報システム)を設置されている方

⑥ 65歳以上の単身世帯の方

※①及び③の「等」とは、①～⑤の方のみで構成される世帯です。

⑥の方は、本市に個人情報提供同意書を提出することが必要です。

〈お問い合わせ〉 保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課 ……075-222-3366

重層的支援体制整備事業について

高齢、障害、子ども、生活困窮など従来の分野・属性別の支援体制では対応が困難な地域住民の複雑化・複合化した福祉課題や支援ニーズにきめ細やかに対応するため、本市では、既存の支援体制や取組をいかながら、分野・属性を問わない「相談支援」、社会とのつながりや参加を支援する「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することにより、「重層的支援体制」を推進しています。

▶ 福祉のお悩み・お困りサポートリンク集

さまざまな福祉のお悩みやお困りごとに対応する相談先などを掲載しています。



▶ 京都市版お悩みハンドブック

あてはまる悩みにチェックをつけると、役立つ支援制度や相談窓口が分かります。



長寿すこやかセンター

高齢者が住み慣れたまちで健やかな生活を送れるよう、相談、講座・研修や交流会の開催、広報啓発等の様々な事業を総合的に実施しています。また、成年後見制度に関する相談窓口である「成年後見支援センター」、高齢者の知恵や技能を生かす「知恵シルバーセンター」、市民や福祉専門職を対象とした各種講座・研修等を開催する「社会福祉研修・介護実習普及センター」等を併設しています。

〈相談〉認知症や権利擁護、成年後見制度、生活・健康、介護等に関する相談に応じます。

○まずはセンター職員が相談に応じます。(一般相談／予約不要)

○専門家による相談が必要な場合は、医師・弁護士・司法書士・社会福祉士による相談をご利用いただけます。
(専門相談／要予約)

種 別	(専用電話)	内 容
認知症相談		認知症(若年性認知症を含む)に関すること
権利擁護相談(高齢者110番)	075-354-8110	高齢者虐待等の権利侵害に関すること
成年後見相談(成年後見支援センター)	075-354-8815	判断能力が不十分な認知症や障害のある方の契約行為や財産管理を支援する成年後見制度の利用に関すること
介護相談		高齢者の介護に関すること
生活・健康相談		高齢者の生活や健康、人生の終い支度に関すること
介護職員等メンタルヘルス相談		介護職員等が抱えるストレスに関すること

〈講座・研修〉市民と福祉専門職を対象とした各種講座・研修を実施しています。

○健康長寿や介護予防を目的とした「すこやか講座」や「いきいき筋トレ」を地域で普及推進するボランティアの養成及び活動支援等を実施しています。(市民対象)

○認知症や権利擁護に関する講座・研修を実施しています。(市民と専門職を対象)

〈交流会〉認知症の方の家族や、認知症の方を対象とした交流会を開催しています。

種 別	内 容
認知症の人の家族交流会	認知症の方(若年性認知症を含む)を介護されている家族の交流の場
認知症の人の本人交流会	認知症の方(若年性認知症を含む)同士の交流と情報交換の場

〈併設センター〉

名 称	(専用電話)	事業内容
成年後見支援センター	075-354-8815	成年後見制度の利用に関する相談 成年後見制度に関する広報啓発 市民後見人の養成と活動支援等
知恵シルバーセンター		高齢者の知恵や技能を生かした社会参加の促進
社会福祉研修・介護実習普及センター	075-354-8771	市民を対象にやさしい介護講座や体験講座の実施 認知症介護研修や社会福祉研修の実施 福祉用具や介護機器の展示

◆お問い合わせ・お申込み

長寿すこやかセンター

〒600-8127 下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1

「ひと・まち交流館 京都」4階

電話 075-354-8741 FAX 075-354-8742

開所時間: 9時～17時30分

休 所 日: 第3火曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始(12月29日～1月4日)

介護保険 サービス

介護保険は
介護が必要な方を
みんなで支える
制度です。

介護保険の手続には マイナンバーが必要です。

マイナンバーを記入した申請書等を提出していただくときには、「マイナンバーカード（個人番号カード）」又は「マイナンバーが正しいことを確認できる書類[通知カード（記載されている氏名、住所等が住民票と同じ場合に限る。）、マイナンバー付きの住民票等]」と「本人であることが確認できる書類（運転免許証、パスポート等）」を忘れずにお持ちください。

介護保険制度

介護保険制度は、高齢者の「尊厳の保持」と「自立支援」という基本理念の下、介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年4月に創設されました。制度創設以降高齢化の進行をはるかに上回る勢いで介護サービスの利用が増える等、市民生活の中に制度が定着しており、今後ますます介護を必要とする高齢者が増える中で、その役割はさらに重要となります。

京都市における第1号被保険者数の増加

平成12年
250,856人



令和8年
389,915人

(推計)

京都市における要支援・要介護認定者数の増加

平成12年
31,883人



令和8年
102,489人

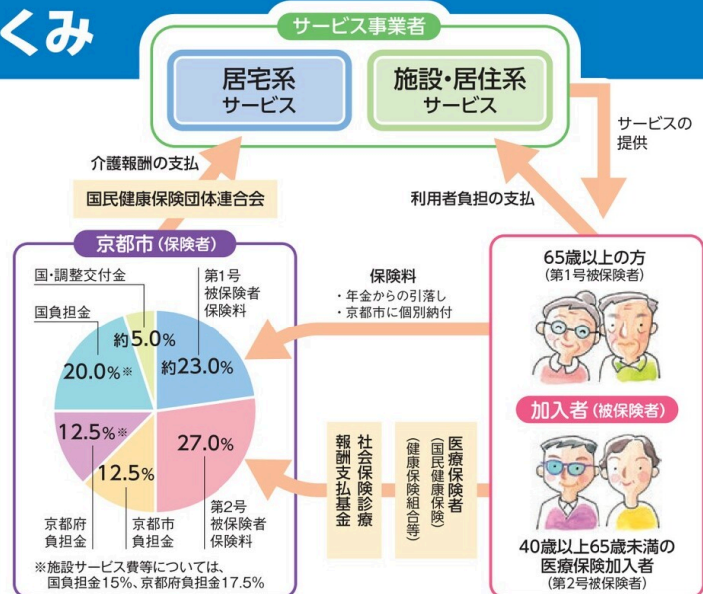
(推計)

～「第9期京都市民長寿すこやかプラン」から～

介護保険制度のしくみ

介護保険制度では、高齢者の介護費用を、国・地方自治体と国民がそれぞれ負担します。原則として40歳以上の方は、すべて加入を義務づけられています。

京都市の介護保険（サービス・活動事業を含む）は、高齢者の介護費用を国・京都府・京都市による公費（税金など）と、40歳以上の皆様に納めていただく保険料を財源として京都市（保険者）が運営しています。



介護保険の対象となる方は

介護保険の被保険者となる方、介護保険サービスを利用できる方は次のとおりです。なお、原則として介護保険に加入するための手続は必要ありません。

サービスを利用できる方

第1号被保険者（65歳以上の方）

寝たきりや認知症などで入浴、排せつ、食事などの日常生活動作について介護が必要な方
家事などの日常生活行為に支援が必要な方

第2号被保険者

（40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方）

初老期における認知症・脳血管疾患など老化に伴う16種類の病気（＝特定疾病）が原因で介護・支援が必要な方

外国籍の方は？

次のいずれかに該当する場合は、京都市が運営する介護保険の被保険者になります。

- 京都市に住民登録をされている方
- 当初3か月以下の在留期間であっても、在留期間が3か月を超えて滞在すると認められる方

特定疾病とは？

第2号被保険者がサービスを利用するには、次の16種類の病気（＝特定疾病）に該当することが必要です。

- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症
- パーキンソン病関連疾患
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険被保険者証について

被保険者証は、京都市介護保険の被保険者であるという証明書ですので、大切に保管してください。

ひほけんしゃしょう こうふ 被保険者証の交付

第1号被保険者(65歳以上の方)

全員に交付します。

第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)

・要介護認定の申請をされた方
・被保険者証の交付申請をされた方
※それぞれの申請時に医療保険加入者であることの確認が必要となるため、以下のいずれかをお持ちの方は、申請時に提示していただくようご協力をお願いします(お持ちでない場合は、京都市で医療保険の加入状況を確認します)。

- ①医療保険者から発行される「資格確認のお知らせ」
(マイナ保険証を保有されている方)
- ②医療保険者から発行される「資格確認書」
(マイナ保険証を保有されていない方)

ひほけんしゃしょう ひつよう 被保険者証が必要なときは

- ・要介護認定などを申請するとき
- ・介護予防サービス計画・介護サービス計画を作成するとき
- ・サービスを利用するとき

ふんしつ はそん 紛失・破損したときは

お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当に届け出てください。

介護保険被保険者証再交付等の届出については、介護ワンストップサービス(ぴったリサービス)により電子申請を行うこともできます。詳細はホームページで。

 京都市 介護ワンストップサービス で検索

介護保険の届出が必要なときは

原則として介護保険に加入するための手続は必要ありませんが、次のようなときは、お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当へ届出が必要です。

●市外へ転出しようとするとき

お住まいの区の区役所・支所、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所で発行する受給資格証明書を添えて、転入後14日以内に転入先の市町村に申請すると、京都市での要介護認定の効力が引き継がれます。

●市外から転入したとき

●市内で住所が変わったとき

お住まいの区を変わったときは、新しい住所の区の区役所・支所、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所に届け出てください。

●京都市外の介護保険施設や養護老人ホーム等に入所するために住所が変わったときや、既に入所していて住所が変わったとき

●被保険者証交付済の第2号被保険者が、生活保護受給により医療保険加入者でなくなったとき

●次の施設への入所・退所を行ったとき

入所者は、介護保険の被保険者とならず、障害者施策などの適用を受けます。

- ①指定障害者支援施設(生活介護と施設入所支援の支給決定を受けているものに限る。)
- ②障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)
- ③医療型障害児入所施設
- ④厚生労働大臣が指定する医療機関
- ⑤国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- ⑥ハンセン病療養所
- ⑦救護施設
- ⑧被災労働者の援護に係る施設
- ⑨指定障害福祉サービス事業者で療養介護を行う病院(療養介護を行うものに限る。)

●死亡したとき

●氏名が変わったとき

※現在お持ちの被保険者証等は、届出時に提出してください。

※区役所・支所市民総合窓口室、右京区役所京北出張所市民窓口担当で住所変更などの手続をされた後に、介護保険の手続(窓口は70・71ページ参照)をしてください。

サービスの利用手続

介護保険サービス（総合事業のサービス・活動事業を含む）の利用には、要介護認定の手続が必要です。なお、サービス・活動事業については、基本チェックリストによる事業対象者登録の手続でも利用できます。

相談

介護保険サービス等の利用を検討される場合は、お住まいの地域の高齢サポート（地域包括支援センター）又は、お住まいの区の区役所・支所の健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は京北出張所保健福祉第一担当（70・71ページ参照）にご相談ください。

相談に来られる方

・ご本人又はご家族

申請

申請方法

- ・ご本人又はご家族の場合、お住まいの区の区役所・支所の窓口（70・71ページ参照）で申請してください。
- ・高齢サポート（地域包括支援センター）、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設などに申請を代行してもらうこともできます。

申請代行とは？

介護保険の要介護（要支援）認定について、申請書の入手や記入、提出などの一連の手続を代行してもらうことができます。申請代行の手数料は無料です。

申請に必要な書類

- ① 要介護認定等申請書
- ② 介護保険被保険者証
- ③ マイナンバーカード（個人番号カード）又はマイナンバーが正しいことを確認できる書類〔通知カード（記載されている氏名、住所等が住民票と同じ場合に限る。）、マイナンバー付きの住民票等〕、本人であることが確認できる書類（運転免許証、パスポート等）

〈第2号被保険者の場合のみ〉

医療保険加入者であることの確認が必要となるため、以下のいずれかをお持ちの方は、申請時に提示していただくようご協力をお願いします。（お持ちでない方は、京都市で医療保険の加入状況を確認します。）

- ① 医療保険者から発行される「資格確認のお知らせ」（マイナ保険証を保有されている方）
- ② 医療保険者から発行される「資格確認書」（マイナ保険証を保有されていない方）

※必要に応じて、認定申請を案内することがあります。

基本チェックリストの実施 ※65歳以上の方のみ

運動器の機能などの状態にかかわる25項目の質問（基本チェックリスト）について、ご本人に回答していただくことで、事業対象者に該当するかどうかを確認します。

■必要な書類 上記、要介護認定の申請に必要な書類の②と③

要介護認定

訪問調査

調査員が家庭などを訪れ、心身の状態などについてお伺いします。

※訪問調査に係る日程調査の連絡は調査員の携帯電話からかかってくる場合があります。

かかりつけ医の意見書

申請書に記載いただいたかかりつけ医に、京都市介護認定給付事務センターから意見書の作成を依頼します。

審査・判定 （京都市介護認定審査会）

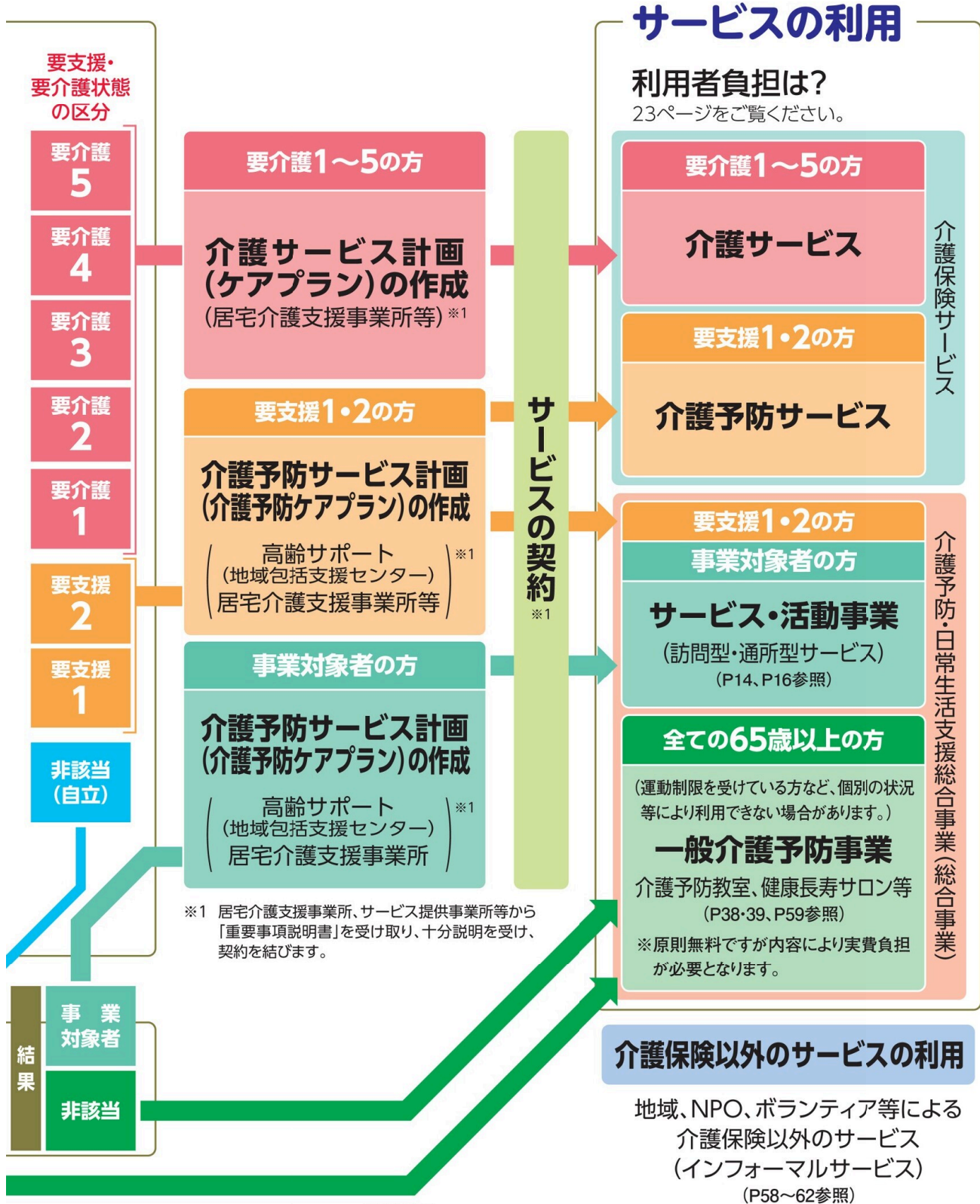
介護を必要とするかどうか、また、どの程度の介護を必要とするかなどについて、保健・医療・福祉の専門家によって、審査・判定を行います。

認定

認定結果の通知は、原則として申請から30日以内に通知されます（認定結果などに不服がある場合は、審査請求を行うことができます。）。

要支援・要介護と認定された方は、介護保険サービスを利用することができます。要支援・要介護状態の区分に応じて利用できるサービス量や利用限度額などが決められています。

※交通事故など第三者による行為が原因で介護サービスを利用する場合は、利用手続以外に「傷病届（第三者行為）」等の書類の提出が必要ですので、京都市介護認定給付事務センターへお問い合わせください。



もできます。詳細はホームページで。



京都市 介護ワンストップサービス で検索

ひ ほ けんしゃしょう み か た 被保険者証の見方について

(被保険者証の見本)

①

介護保険被保険者証	
番 号	1 2 3 4 5 - 6 7 8 9 0
被 保 住 所	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
区コード	16
フリガナ	
者 氏 名	介護 花子
生年月日	昭和 15 年 5 月 6 日 性別 女
交付年月日	令和 8 年 4 月 18 日
保険者番号	2 6 1 0 4 0
並びに保険者の名称及び印	京都市 

※住所・氏名・生年月日など記載事項に間違いがないかを確認しましょう。

要介護(要支援)認定又は事業対象者となった場合、
②と③の記入欄に、次のように記載されます。

要介護状態区分等(要支援1・2、要介護1～5又は事業対象者)が記載されます。

市町村が認定を行った年月日(事業対象者は基本チェックリスト実施日)が記載されます。

②

要介護状態区分等	
認定年月日又は基本チェックリスト実施日	令和 8 年 4 月 17 日
認定の有効期間	令和 8 年 5 月 1 日～令和 11 年 4 月 30 日
区分支給限度基準額	令和 8 年 5 月 1 日～令和 11 年 4 月 30 日
居宅サービス等	1ヶ月当たり 16,765単位
(うち種類支給限度基準額)	
サービスの種類	種類支給限度基準額
サービスの種類ごとに支給限度基準額を設ける場合に記載されます。	
認定審査会の意見及びサービスの種類の指定	
必要により、介護認定審査会からの意見が記載されます。サービスの種類の指定が行われたときは、利用できるサービスは、指定されたサービスに限定されます。	

認定結果等の有効期間が記載されます。

要介護度に応じた1か月の支給限度基準額が記載されます。

③

保険料の滞納により、給付制限を受けている場合に記載されます。(内容は34ページ参照)

介護サービス計画又は介護予防サービス計画の作成を依頼する事業所名などが記載されます。計画を自分で作成した場合、「自己作成」と記載されます。

施設サービスを利用するとき、介護保険施設などで施設の種類や名称、入退所年月日を記載します。

内 容		期 間	
給 付 制 限	開始年月日	年	月 日
	終了年月日	年	月 日
	開始年月日	年	月 日
	終了年月日	年	月 日
	開始年月日	年	月 日
	終了年月日	年	月 日
居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称			
●○○○居宅介護支援事業所		届出年月日 令和 8 年 5 月 1 日	
		届出年月日 年 月 日	
		届出年月日 年 月 日	
介護保険施設等			
種類	●		
名称			
入所等	年 月 日	退所等	年 月 日
種類			
名称			
入所等	年 月 日	退所等	年 月 日

※裏面には注意事項が記載されています。よく読んでおきましょう(旧様式の被保険者証も、引き続きご利用いただけます。)

ご存知ですか? ケアマネジメント

「最近、ちょっと体が弱ってきたな」「生活の中で困ることが増えてきたな」と感じることはありませんか? そんなときにサポートする仕組みが「ケアマネジメント」です。住み慣れた地域で、いきいきと自分らしく生活を送れるよう、計画(介護予防サービス計画・介護サービス計画、以下「ケアプラン」という。)を作成し必要な援助を行います。

介護予防ケアマネジメント	居宅介護支援ケアマネジメント	施設におけるケアマネジメント
要支援1・2と認定された方 事業対象者の方	要介護1～5と認定された方	要介護認定の方のうち 介護保険上の施設入所中の方

高齢サポート(地域包括支援センター)及び居宅介護支援事業所等が行います。

※ケアプランはサービス・活動事業(訪問型サービス・通所型サービス)を利用する場合を除いて、ご本人が自分で作成することもできます。お住まいの区の区役所・支所、京北地域にお住まいの方は京北出張所(70・71ページ参照)に届け出てください。

どんな流れで実施されるの?

要支援1・2の方、事業対象者の例

はなし き
お話を聞かせてください!
(アセスメント)

まずは、高齢サポート(地域包括支援センター)等が、現在の状況や困りごと、「どんな生活を送りたいか」という希望をお伺いします。

もくひょう た
目標を立てましょう!

お伺いした内容をもとに、具体的な目標と一緒に考えます。「自分で買い物に行けるようになりたい」など、大切なのは、「こうなりたい!」と思える目標を設定することです。

さくせい
プランを作成!

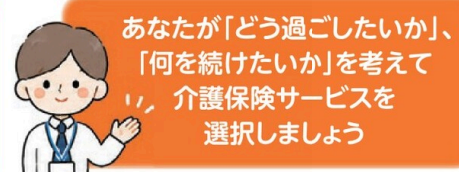
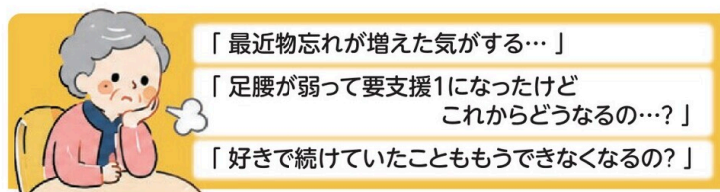
目標を達成するために、どんなサービスや活動を利用するか、どんなことを自主的に取り組むとよいかなど、具体的なケアプランを立てます。高齢サポート(地域包括支援センター)等は、ご本人の健康状態を把握し、自立した生活への復帰や要介護状態の悪化の予防を念頭に置いてケアプランを作成します。

じっこう
プランを実行!

目標の達成に向けて必要なサービスを利用します。また、ご自身も、家事や日課の継続など、できる行為は可能な限り主体的に行うことで、自立した生活に繋がります。

こう か
効果をチェック!
(モニタリング)

定期的に、目標の達成度合いや、生活の変化を確認します。必要に応じて、ケアプランを修正し、新たな目標を立てることもできます。



A 成り行きに任せる?

「できないから、やってもらう」ために介護保険サービスを使う。



その後

できないことが増えていき、介護保険サービスの量も費用も増えていく。要介護になると、年間10万円以上の費用負担に。



数年後

施設に入ると、年間で100万円以上の費用が必要。



B 自分で選ぶ!

「やりたいことを続けるため」、
「再びできるようになるため」に介護保険サービスを使う。



その後

再びできるようになることで、やりたいことを続け、住み慣れた地域で自分らしく暮らす。



活動・参加は認知機能の低下防止のキーワード

数年後

いきいきとした生活を続けることが介護予防になり、自分の楽しみのためにお金を使える。やりたいことを続けられる。



やりたいことをあきらめない。それがあなたらしさです。

介護保険で利用できるサービス

居宅系サービス

要介護 1～5の方 - 要支援1・2の方は利用できません -

訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーがご家庭を訪問し、食事・入浴・排せつの介助や日常生活の手助けをします。

■サービスの内容

身体介護	着替・入浴・排せつのお世話などの身体に直接触れる介護や、自立支援のための見守りを行います。	
生活援助	調理・洗濯・掃除など日常生活の援助を行います。 ◆生活援助を利用できるのは、次の場合です。 ◆介護保険の対象とならないサービス ・利用者がひとり暮らしの場合 ・利用者の家族が障害や疾病などの場合 ・利用者の家族が障害や疾病でなくても、同様のやむを得ない事情により家事を行うのが困難な場合 ・本人以外の部屋の掃除など、家族のための家事 ・庭の草むしりなど、ホームヘルパーがやらなくても日常生活に差し支えがないもの ・大掃除など普段はやらないような家事	
通院等乗降介助	内 容	運輸局において道路運送法上の許可等を得た訪問介護事業所のホームヘルパーが、自宅から病院への通院等において車両への乗り降りの介助に加え、自宅や病院内に必要な介助を行います。
	対象の方	要介護1～5と認定された方で、一人で通院することが困難な方など
	注意事項	・車両で移動している間は、介護保険の対象になりません。 ・利用者の心身の状況を踏まえて、あらかじめ、ケアプランの中に通院等乗降介助の利用が位置づけられていることが必要です。 ・運賃を介護保険で補助しているものではありませんので、別途運賃が必要となります。

要支援 1・2の方

訪問型サービス(総合事業)

ホームヘルパー等が、ご家庭を訪問して提供するもので、サービス内容によって「介護型ヘルプサービス」「生活支え合い型ヘルプサービス」の2種類があります。「介護型」と「生活支え合い型」を組み合わせることもできます。

■サービスの内容(「身体介護」「生活援助」の内容は、訪問介護の項目を参照してください。)

	介護型	生活支え合い型
サービス内容	ホームヘルパーによる身体介護、又は身体介護と併せて利用する生活援助	本市が定める研修の修了者等による生活援助

※このサービスは、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみがご利用いただけます。

要介護 1～5の方

要支援 1・2の方

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車でご家庭を訪問し、入浴の介助を行います。

要介護 1～5の方

要支援1・2の方は利用できません

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回又は随時通報により居宅を訪問し、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心して生活が送れるようにするための援助を行います。

※このサービスは、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみがご利用いただけます。

要介護 1～5の方

要支援1・2の方は利用できません

夜間対応型訪問介護

24時間安心して在宅での生活ができるように、夜間の定期的な巡回訪問や、利用者などからの連絡に応じた随時訪問を組み合わせた、身のまわりの援助を行います。

※このサービスは、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみがご利用いただけます。

要介護 1～5の方

要支援 1・2の方

訪問看護・介護予防訪問看護

主治医の指示に基づいて、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師などがご家庭を訪問し、健康チェックや療養上の世話などを行います。

要介護 1～5の方

要支援 1・2の方

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などがご家庭でリハビリテーションを行います。

要介護 1～5の方

要支援 1・2の方

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士などがご家庭を訪問し、療養上の管理、指導などを行います。

要介護 1～5の方 要支援1・2の方は利用できません

通所介護(ディサービス)・地域密着型通所介護

機能訓練や食事の介助、レクリエーションなどを行います。

※地域密着型通所介護は定員18人以下で、原則として京都市の介護保険被保険者のみご利用いただけます。

要支援 1・2の方

通所型サービス(総合事業)

デイサービスセンターなどで、機能訓練や入浴などを提供するもので、サービス内容によって「介護予防型サービス」「短時間型サービス」の2種類があります。「介護予防型」と「短時間型」は、組み合わせて利用することもできます。

■サービスの内容

サービス	介護予防型	短時間型
提供時間等	原則3時間以上／回	原則1時間以上3時間未満／回
内容	機能訓練や送迎のほか、必要に応じて食事、入浴などを提供	

※このサービスは、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみご利用いただけます。

※短時間型サービスの一部の事業所において、短期集中予防プログラムを提供しています。

要介護 1～5の方

認知症対応型通所介護

要支援 1・2の方

介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方にデイサービスセンターなどに通っていただき、入浴や食事の介助、機能訓練などを行います。

※このサービスは、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみご利用いただけます。

要介護 1～5の方

通所リハビリテーション(デイケア)

要支援 1・2の方

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や介護医療院、医療施設で、機能訓練(リハビリテーション)などを行います。

要介護 1～5の方

小規模多機能型居宅介護

要支援 1・2の方

介護予防小規模多機能型居宅介護

利用者の心身の状態や希望などに応じて、「通い」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供します。

※このサービスは、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみがご利用いただけます。

要介護 1～5の方 要支援1・2の方は利用できません

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスを提供します。

※このサービスは、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみがご利用いただけます。

短期入所サービス

—少しの間、家庭での介護が困難な時に利用します—

要介護 1～5の方

短期入所生活介護(ショートステイ)

要支援 1・2の方

介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所していただき、その施設で、食事・入浴・排せつなどの日常生活の介護や機能訓練などを行います。

要介護 1～5の方

短期入所療養介護(ショートステイ)

要支援 1・2の方

介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護医療院などに短期間入所していただき、医師や看護師などの医学的管理のもと、看護や機能訓練、日常生活の介護などを行います。

要介護 1～5の方

要支援 1・2の方

ふくしやうぐたいよ

かいごよぼうふくしやうぐたいよ

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

心身の機能が低下し、日常生活を送るのに支障がある場合に、自宅で過ごしやすくするための福祉用具や機能訓練のための福祉用具を借りることができます。

■都道府県等の指定した事業者が貸出しを行います。

■貸与種目

- ◆車いす※1
- ◆車いす付属品※1
- ◆特殊寝台※1
- ◆特殊寝台付属品※1
- ◆床ずれ防止用具※1
- ◆体位変換器※1
- ◆手すり(工事を伴わないもの)
- ◆スロープ(工事を伴わないもの)※2
- ◆歩行器※2
- ◆歩行補助つえ※2
- ◆認知症老人徘徊感知機器※1
- ◆移動用リフト(つり具の部分を除く)※1
- ◆自動排泄処理装置※1

※1 要支援1・2及び要介護1の方（便吸引機能を有する自動排泄処理装置においては要支援1・2及び要介護1～3の方）は、一定の場合を除き、原則として給付対象外です。

※2 貸与と購入(19ページ参照)のいずれかを選択することができます。

詳しくは、担当のケアマネジャー又はお住まいの学区担当の高齢サポート(地域包括支援センター)、京都市介護認定給付事務センターにお問い合わせください。



車いす



特殊寝台

特殊寝台
付属品



歩行器



歩行補助つえ

■利用料

- ・福祉用具貸与にかかる費用は、各事業者がそれぞれ設定します。
- ・利用者の自己負担額は、それぞれの費用の1割(一定以上の所得のある方は異なります。)です。
- ・同一の商品であっても、事業者によって費用が異なりますので、複数の事業者を比較して選択することをお勧めします。

要介護 1～5の方

要支援 1・2の方

福祉用具購入費・介護予防福祉用具購入費の支給

直接肌に触れて使用する入浴用や排せつ用の用具など、貸与になじまない福祉用具（特定福祉用具）について、購入費の9割（一定以上の所得のある方は異なります。）分を支給します〔1割（一定以上の所得のある方は異なります。）分は自己負担になります。〕。

■都道府県等の指定した事業者で購入していない場合は支給対象となりません。

■支給対象となる福祉用具（9種目）

- ◆腰掛便座
- ◆自動排泄処理装置の交換可能部品
- ◆入浴補助用具
- ◆簡易浴槽
- ◆移動用リフトのつり具の部分
- ◆排泄予測支援機器※1
- ◆スロープ（工事を伴わないもの）※2
- ◆歩行器※2
- ◆歩行補助つえ※2

※1 申請の際には事前に京都市介護認定給付事務センターまでお問い合わせください。

※2 購入と貸与（18ページ参照）のいずれかを選択することができます。

左の9種目と定められています。該当しない場合は、9割（一定以上の所得のある方は異なります）分の支給はできませんので、購入する前に、担当のケアマネジャー又はお住まいの学区担当の高齢サポート（地域包括支援センター）、京都市介護認定給付事務センターにお問い合わせください。



■支給申請に必要な書類

- 申請書
- 領収証
- 購入した福祉用具を確認できるパンフレット類
- 購入が必要な理由書（ケアマネジャーなどが作成します。）
- 医学的な所見が分かる書類（排泄予測支援機器のみ）

■支給方法

償還払いと受領委任払いのいずれかを選択して利用できます。

- ◆償 還 払 い：福祉用具の購入時にいったん費用の全額をお支払いいただいた後、自己負担分〔1割（一定以上の所得のある方は異なります。）分〕を除く9割（一定以上の所得のある方は異なります。）分を保険から支給します。
- ◆受領委任払い：購入時に利用者は、自己負担分〔1割（一定以上の所得のある方は異なります。）分〕のみお支払いいただきます。保険給付分〔9割（一定以上の所得のある方は異なります。）分〕は、利用者から委任を受けた事業者、市から直接支払います（「福祉用具購入費の受領に関する委任状」が必要となります。）。

■支給限度基準額

支給の対象になる購入費の限度額は、要支援・要介護状態の区分にかかわらず、年間10万円です〔支給額は9万円（一定以上所得のある方は異なります。）まで〕。10万円を超えた場合、超えた部分については、全額自己負担になります。

同一の商品であっても、事業者によって購入の費用が異なりますので、複数の事業者を比較して選択することをお勧めします。

要介護 1～5の方

要支援 1・2の方

じゅうたくかいしゅうひ

かいごよぼうじゅうたくかいしゅうひ

しきゅう

住宅改修費・介護予防住宅改修費の支給

在宅での生活に支障がないように、手すりの取付けや段差の解消など、身体状況に配慮した住宅の改修にかかる費用について、その9割（一定以上の所得のある方は異なります。）分を支給します〔1割（一定以上の所得のある方は異なります。）分は自己負担になります。〕。なお、保険給付を受けるためには、工事着工前に京都市介護認定給付事務センターへ必要書類を提出し、改修内容等について確認を受ける必要があります。

■支給対象となる工事（6種類）

- ◆手すりの取付け
- ◆段差の解消
- ◆滑り防止や円滑に移動するためなどの床又は通路面の材料の変更
- ◆引き戸などへの扉の取替え
- ◆洋式便器などへの便器の取替え
- ◆その他上記の工事に伴って必要な工事

左の6種類の工事以外は、介護保険の給付対象にはなりません。また、工事の着工前に申請が必要となりますので、事前に担当のケアマネジャー又はお住まいの学区担当の高齢サポート（地域包括支援センター）にご相談いただくか、京都市介護認定給付事務センターにお問い合わせください。

■工事を行う前に提出が必要な書類

- 申請書
- 見積書（複数の事業者から見積りを取ることをお勧めします）
- 改修前の写真（日付の入ったもの）
- 住宅改修箇所見取図
- 住宅改修が必要な理由書（ケアマネジャーなどが作成します）

■工事完了後に必要な書類

- 住宅改修費事前申請確認のお知らせ（受領委任払いを利用の場合は「承認決定通知書」）
- 領収証
- 改修後の写真（日付の入ったもの）
- 工事費内訳書

■支給方法

償還払いと受領委任払いのいずれかを選択して利用できます。

- ◆償 還 払 い：工事完了後にいったん費用の全額をお支払いいただいた後、自己負担分〔1割（一定以上の所得のある方は異なります。）分〕を除く9割（一定以上の所得のある方は異なります。）分を保険から支給します。
- ◆受領委任払い：工事の完了後に利用者は、自己負担分〔1割（一定以上の所得のある方は異なります。）分〕のみをお支払いいただきます。保険給付分〔9割（一定以上の所得のある方は異なります。）分〕は、利用者から委任を受けた事業者、市から直接支払います（「住宅改修費の受領に関する委任状」が必要となります。）。

■支給限度基準額

支給の対象になる改修費の限度額は、要支援・要介護状態の区分にかかわらず、1住居・1人の認定者あたり20万円です〔支給額は18万円（一定以上の所得のある方は異なります。）まで〕。20万円を超える工事を行った場合、超えた部分については、全額自己負担になります。住宅改修費支給後に、転居した場合や要介護度が3段階以上高くなった場合には、再度限度額まで利用できる場合があります。

■住宅改修制度や申請方法等についての詳細はホームページで。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000145854.html>



京都市 住宅改修

で検索



施設・居住系サービス

施設サービス 要介護 1～5の方 要支援 1・2の方は利用できません

特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)

地域密着型特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)

日常生活で常に介護が必要で、在宅での介護が困難な方に、日常生活の介護、健康管理などを行います。

新規に入所される場合は、原則として「要介護3」以上であることが要件となります。

※地域密着型特別養護老人ホームは定員29人以下で、原則として京都市の介護保険被保険者のみご利用いただけます。

●介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)－京都市情報館



施設サービス 要介護 1～5の方 要支援 1・2の方は利用できません

老人保健施設(介護老人保健施設)

医学的管理の下での介護、看護、機能訓練、その他必要な医療などを行い、家庭での生活に戻れるよう支援します。

●介護サービス等事業所一覧－京都市情報館

※検索方法はホームページをご確認ください。



施設サービス 要介護 1～5の方 要支援 1・2の方は利用できません

介護医療院

長期療養が必要な方に、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の支援などを行います。

●介護サービス等事業所一覧－京都市情報館

※検索方法はホームページをご確認ください。



市内の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)への入所について

入所者の決定は、「京都市介護老人福祉施設入所指針」により、入所の必要性の高い方からとなり、いわゆる「申込順」ではありません。

「入所申込書」に添付し提出する「優先入所に関する評価票」等に基づき、施設が設置する入所検討委員会で、入所申込者の介護の必要の程度及び家族の状況などを総合的に勘案したうえで、入所の必要性の高い方から入所を決定します。

なお、平成27年4月以降、新規入所の要件が、原則として要介護3以上であることに変更されています。

※入所申込みに関係するお問い合わせは、直接入所希望施設まで。

居住系サービス 要介護 1～5の方

地域密着型特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護

居住系サービス 要支援 1・2の方

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウスなどに入所している方が介護が必要になったときに、食事・入浴・排せつ等の介護、機能訓練や療養上の世話などを行います。

■すべての有料老人ホームやケアハウスなどが介護サービスを提供できるわけではありません。

「特定施設入居者生活介護」として都道府県等から指定を受けた有料老人ホームやケアハウスなどに限ります。

■施設から委託を受けた居宅サービス事業者がサービスを提供する「外部サービス利用型」の特定施設入居者生活介護もあります。

※地域密着型特定施設入居者生活介護は定員29人以下で、原則として京都市の介護保険被保険者のみのご利用いただけます。

※地域密着型特定施設入居者生活介護は、要支援1・2の方は利用できません。

●介護サービス等事業所一覧—京都市情報館

※検索方法はホームページをご確認ください。



居住系サービス 要介護 1～5の方

認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

居住系サービス 要支援 2の方

要支援1の方は利用できません

認知症高齢者グループホーム（介護予防認知症対応型共同生活介護）

少人数の認知症の高齢者がそれぞれ個室を持ち、家庭的な雰囲気の中で、介護職員の世話を受けながら共同生活を行います。

※このサービスは、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみのご利用いただけます。

●介護サービス等事業所一覧—京都市情報館

※検索方法はホームページをご確認ください。



介護支援専門員（ケアマネジャー）とは？

◎ケアマネジャーは、介護を必要とする高齢者が、自立して生活を送るための援助に関する専門家です。

役割	業務内容
要介護認定の代行申請	ご本人やご家族から依頼があれば、要介護認定の申請代行を行います。
利用者の困りごとについての相談対応	利用者の相談を受け、ご本人の状態に合ったサービスを考えます。また、「住み慣れた地域（自宅）で暮らしたい」「〇〇を続けたい」など、ご本人の思いを尊重します。
ケアプランの作成	ご本人やご家族の抱えている課題に対する目標達成のために、単なるサービスの組み合わせでなく、様々な支援方法を検討します。
関係する支援機関との連絡調整	利用者の立場にたち、市町村やサービス提供事業者、介護保険施設等との連絡・調整を行います。
定期的な訪問	定期的に利用者のご自宅を訪問し、生活の様子や身体の状態、サービスの利用状況を確認します。必要に応じて、ケアプランの見直しを行います。

◎主に以下のものはケアマネジャーの本来業務ではありません。

- 郵便・宅配便等の発送・受取
- 書類作成・発送
- 代筆・代読
- 救急搬送時の同乗
- 通院や入退院の付添い
- 医療同意
- 部屋の片付け・ゴミ出し、買い物などの家事支援
- 預貯金の引出・振込、財産管理
- 福祉サービスの利用や利用料支払いの手続き
- 入院中・入所中の着替えや必需品の調達
- 死後事務

このほか、「携帯電話の操作や手続き」「害虫・ネズミの駆除」「税金や公共料金の手続き・支払い」「日常的な安否確認」なども、ケアマネジャーの本来業務ではありません。

ケアマネジャーが利用者のケアマネジメント業務に注力できるよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

利用者負担について

介護保険サービス(サービス・活動事業を含む)を受けた際に、利用者が負担する費用です。

- 利用者負担は、原則として、サービス費用の1割、2割又は3割です。
利用者負担割合の判定方法は下表のとおりです。

利用者負担の判定の流れ



※40～64歳の方は、所得にかかわらず1割負担です。

※1 合計所得金額 …合計所得金額は、繰越控除前の金額です。また、土地建物等の長期短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額です。当該合計所得金額に給与所得又は課税年金に係る所得が含まれている場合は、当該給与所得及び当該課税年金に係る所得の合計額から10万円を控除した額です。

※2 その他の合計所得金額 …上記合計所得金額から課税年金に係る所得を控除した金額です。当該合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得の金額(給与所得と課税年金に係る所得の双方を有する方に対する所得金額調整控除の適用がある場合は、その控除前の金額)から10万円を控除した額です。

※3 生活保護受給者や旧措置入所者を含みます。

- 施設サービスなどを利用した場合は、別途、食費・居住費(滞在費)、日常生活費などが自己負担となります。
【食費・居住費(滞在費)が自己負担の対象となる介護サービス、介護予防サービス、サービス・活動事業】

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護 など	食費 居住費(滞在費)
通所介護、通所型サービス、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護	食費

利用者負担について

かいごほけんふたんわりあいしょう 介護保険負担割合証について

介護保険サービス(サービス・活動事業を含む)を提供する事業所が利用者の皆様の負担割合を確認するため、「介護保険負担割合証」を要介護(要支援)認定又は事業対象者の登録を受けている方等を対象に交付します。介護保険サービスを利用される場合は介護保険サービスを提供する事業所に必ず介護保険被保険者証と一緒に「介護保険負担割合証」を提示してください。

かいごほけんふたんわりあいしょう こうふたいしょうしゃ 介護保険負担割合証の交付対象者

- ・要介護認定(要支援)の申請をされた方
- ・基本チェックリストにより事業対象者になられた方
- ・交付申請をされた方

※毎年8月に前年所得を基に判定し、自動更新します(手続き不要。郵送にて送付。)

かいごほけんふたんわりあいしょう ひつよう 介護保険負担割合証が必要なときは

- ・介護予防サービス計画・介護サービス計画を作成するとき
- ・サービスを利用するとき

ふんしつ はそん 紛失・破損したときは

京都市介護認定給付事務センターに郵送で届け出てください。

被保険者証と合わせて再交付を希望される場合はお住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当に届け出てください。

かいごほけんふたんわりあいしょう みかた 介護保険負担割合証の見方について

(令和8年度介護保険負担割合証の見本)

介護保険負担割合証	
交付年月日 令和8年 8月 1日	
番 号	12345-67890
被 住 所	京都市中京区 寺町通御池上る上本龍寺前町 488番地
保 険 者	フリガナ オイケ タロウ 氏 名 御池 太郎
生年月日	昭和37年 4月 16日
利用者負担の割合	運 用 期 間
1 割	開始年月日 令和 8年 8月 1日 終了年月日 令和 9年 4月 30日
2 割	開始年月日 令和 9年 5月 1日 終了年月日 令和 9年 7月 31日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	2 6 1 0 4 0 京 都 市 京 都 市 印

介護保険サービスを利用する際にお支払いいただく利用者負担の割合が記載されます。

左側に記載された利用者負担の割合が適用される期間が記載されます。

適用期間は、通常8月1日(8月1日以降に適用開始となる場合は、その開始日)から翌年の7月31日までの期間が記載されます。この適用期間の途中で負担割合が変更となる場合は、2段(変更前:上段、変更後:下段)で記載されます。

きょたくけい りよう りようしゃ ふたん 居宅系サービスを利用したときの利用者負担

■訪問介護1回あたりの利用料

▼身体介護の場合

20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	以降 30分毎
175円	261円	414円	607円	88円加算

▼生活援助の場合

20分以上 45分未満	45分以上
192円	236円

▼通院等乗降介助の場合

片道
104円

■訪問型サービスの1か月あたりの利用料(いずれか1つのサービスのみを利用する場合は、月単位の定額となります。)

	介護型	生活支え合い型
週1回程度	1,259円	1,056円
週2回程度	2,514円	2,110円
週2回程度を超える場合	3,988円	3,348円

■通所介護1回あたりの利用料(通常規模型の場合)

	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満	9時間以上 10時間未満	10時間以上 11時間未満
要介護1	387円	406円	596円	611円	688円	700円	752円	804円
要介護2	442円	464円	704円	720円	812円	827円	879円	931円
要介護3	501円	525円	812円	832円	941円	957円	1,009円	1,061円
要介護4	557円	586円	920円	942円	1,069円	1,088円	1,140円	1,193円
要介護5	615円	645円	1,029円	1,054円	1,200円	1,221円	1,273円	1,325円

■通所型サービスの1か月あたりの利用料(いずれか1つのサービスのみを利用する場合は、月単位の定額となります。)

	介護予防型		短時間型	
入浴の有無	入浴あり	入浴なし	入浴あり	入浴なし
週1回程度	1,879円	1,670円	1,552円	1,335円
週2回程度	3,784円	3,366円	3,124円	2,690円

■ショートステイのサービス1日あたりの利用料(介護老人福祉施設に併設の場合)

	1割負担額	食費(基準費用額)	滞在費(基準費用額)	合計
要支援1	476円	1,545円 (課税の場合)	915円 (多床室の場合)	2,936円
要支援2	592円			3,052円
要介護1	637円			3,097円
要介護2	709円			3,169円
要介護3	786円			3,246円
要介護4	860円			3,320円
要介護5	933円			3,393円

※食費の基準費用額については、令和8年8月以降の額。令和8年7月までは1,445円。

きょたくけい りよう りようげん ど がく 居宅系サービスを利用したときの利用限度額

居宅系サービスでは、介護保険から給付される利用限度額が決められています。利用限度額を超えた分は、全額が利用者の自己負担になります。サービスの種類や事業所が所在する地域によって、利用限度額が若干異なる場合があります。

サービスの種類	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護 など
事業対象者	5,032 単位/月(約 53,100円)
状態の区分	要支援1 5,032 単位/月(約 53,100円)
	要支援2 10,531 単位/月(約111,200円)
	要介護1 16,765 単位/月(約176,900円)
	要介護2 19,705 単位/月(約207,900円)
	要介護3 27,048 単位/月(約285,400円)
	要介護4 30,938 単位/月(約326,400円)
	要介護5 36,217 単位/月(約382,100円)

*要支援の方がサービス・活動事業を利用する場合には、上記の利用限度額内で介護予防サービスとサービス・活動事業を一体的に管理します。

※利用料は一定の条件のもと、1割負担で算定したものです。各種加算の有無や、利用者負担割合によって利用料が変わります。

利用者負担について

施設・居住系サービスを利用したときの利用者負担

- 施設サービスを利用したときの利用者負担額は、①施設サービス費用の1割(一定以上の所得のある方は異なります。)、②食費、③居住費、④日常生活費などの合計となります。

■介護老人福祉施設の1か月(30日)あたりの利用料 (多床室の場合)

	1割負担額	食費(基準費用額)	居住費(基準費用額)	合計
要介護1	18,470円	46,350円 (1日あたり 1,545円) (課税の場合)	27,450円 (1日あたり 915円)	92,270円
要介護2	20,660円			94,460円
要介護3	22,950円			96,750円
要介護4	25,150円			98,950円
要介護5	27,310円			101,110円

■介護老人福祉施設の1か月(30日)あたりの利用料 (個室・ユニットケア施設の場合)

	1割負担額	食費(基準費用額)	居住費(基準費用額)	合計
要介護1	21,010円	46,350円 (1日あたり 1,545円) (課税の場合)	61,980円 (1日あたり 2,066円)	129,340円
要介護2	23,200円			131,530円
要介護3	25,560円			133,890円
要介護4	27,780円			136,110円
要介護5	29,940円			138,270円

■介護老人保健施設の1か月(30日)あたりの利用料 (多床室の場合)

	1割負担額	食費(基準費用額)	居住費(基準費用額)	合計
要介護1	24,870円	46,350円 (1日あたり 1,545円) (課税の場合)	13,110円 (1日あたり 437円)	84,330円
要介護2	26,430円			85,890円
要介護3	28,470円			87,930円
要介護4	30,130円			89,590円
要介護5	31,730円			91,190円

■介護医療院の1か月(30日)あたりの利用料 (多床室の場合)

	1割負担額	食費(基準費用額)	居住費(基準費用額)	合計
要介護1	26,120円	46,350円 (1日あたり 1,545円) (課税の場合)	13,110円 (1日あたり 437円)	85,580円
要介護2	29,570円			89,030円
要介護3	37,060円			96,520円
要介護4	40,230円			99,690円
要介護5	43,110円			102,570円

※食費の基準費用額については、令和8年8月以降の額。令和8年7月までは43,350円(1日あたり1,445円)。

※実際の食費・居住費は利用者と施設との契約により決まるため、施設ごとに異なりますが、基準費用額(標準的な利用者負担額)が定められています。また、低所得の方に対しては負担軽減されることがあります(27ページをご覧ください)。

※介護老人保健施設について、「その他型」「療養型」の介護老人保健施設の多床室(8㎡/人以上に限る)の場合は1割負担額、居住費(基準費用額)が異なります。

※介護医療院について、「Ⅱ型」介護医療院の多床室(8㎡/人以上に限る)の場合は1割負担額、居住費(基準費用額)が異なります。

※介護老人保健施設、介護医療院について、個室利用の場合、介護老人福祉施設の個室利用の居住費と同額程度の居住費の負担となります。

■(介護予防)特定施設入所者生活介護の1か月(30日)あたりの利用料

要支援1	5,737円
要支援2	9,813円
要介護1	16,992円
要介護2	19,093円
要介護3	21,287円
要介護4	23,325円
要介護5	25,488円

※左記費用のほか、介護保険対象外の介護サービス費用、おむつ代、家賃に相当する額などの負担があります。

利用者負担の軽減について

介護保険では、利用者負担が著しく高額にならないための仕組みがあります。

介護保険施設等の 食費・居住費の負担軽減

特定入所者介護サービス費(負担限度額認定)

- 介護保険施設入所者(短期入所を含む)などの食費・居住費(滞在費)については自己負担となります。
- しかしながら低所得の方には、施設利用が困難とならないよう、所得等に応じて負担限度額が定められており、食費・居住費について、特定入所者介護サービス費を支給することにより、負担を軽減しています。
- 負担額の軽減認定を受けた方には「介護保険負担限度額認定証」を交付します。
- 申請には、預貯金等の状況が確認できる書類が必要です(本人及び配偶者名義のすべての通帳等の写しが必要です)。

申請が必要となりますので、詳しくは、利用されている施設や担当ケアマネジャー又はお住まいの学区担当の高齢サポート(地域包括支援センター)、京都市介護認定給付事務センターにお問い合わせください。

■利用者負担段階の基準と負担の限度額[月額(30日あたり)の目安]

下記の第1段階から第3段階に該当する方でも、世帯を別にしていない配偶者が市民税の課税者である場合や、預貯金等の金額が基準を超える場合には、特定入所者介護サービス費の支給対象となりません(生活保護を受給されている方等は除きます)。

令和8年7月以前

利用者負担段階		食費の月額目安 ()は日額		居住費の月額目安 ()は日額						預貯金等基準
		ショートステイ	施 設	ユニット型		従来型個室			多床室	
				個 室	個室的多床室	特 養	老 健	医療院		
第1段階	市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている方、生活保護を受給されている方など	0.9万円 (300円)	0.9万円 (300円)	2.6万円 (880円)	1.7万円 (550円)	1.1万円 (380円)	1.7万円 (550円)	1.7万円 (550円)	0円	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下 ※生活保護を受給されている方を除く
第2段階	市民税世帯非課税でその他の合計所得金額*1と年金収入額の合計が80万9,000円*2以下の方など(非課税年金を含む)	1.8万円 (600円)	1.2万円 (390円)	2.6万円 (880円)	1.7万円 (550円)	1.4万円 (480円)	1.7万円 (550円)	1.7万円 (550円)	1.3万円 (430円)	単身: 650万円以下 夫婦:1,650万円以下
第3段階①	市民税世帯非課税でその他の合計所得金額*1と年金収入額の合計が80万9,000円*2超120万円以下の方など(非課税年金を含む)	3.0万円 (1,000円)	2.0万円 (650円)	4.1万円 (1,370円)	4.1万円 (1,370円)	2.6万円 (880円)	4.1万円 (1,370円)	4.1万円 (1,370円)	1.3万円 (430円)	単身: 550万円以下 夫婦:1,550万円以下
第3段階②	市民税世帯非課税で第1段階・第2段階及び第3段階①に該当されない方など	3.9万円 (1,300円)	4.1万円 (1,360円)	4.1万円 (1,370円)	4.1万円 (1,370円)	2.6万円 (880円)	4.1万円 (1,370円)	4.1万円 (1,370円)	1.3万円 (430円)	単身: 500万円以下 夫婦:1,500万円以下

令和8年8月以降

利用者負担段階		食費の月額目安 ()は日額		居住費の月額目安 ()は日額						預貯金等基準
		ショートステイ	施 設	ユニット型		従来型個室			多床室	
				個 室	個室的多床室	特 養	老 健	医療院		
第1段階	市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている方、生活保護を受給されている方など	0.9万円 (300円)	0.9万円 (300円)	2.6万円 (880円)	1.7万円 (550円)	1.1万円 (380円)	1.7万円 (550円)	1.7万円 (550円)	0円	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下 ※生活保護を受給されている方を除く
第2段階	市民税世帯非課税でその他の合計所得金額*1と年金収入額の合計が82万6,500円*2以下の方など(非課税年金を含む)	1.8万円 (600円)	1.2万円 (390円)	2.6万円 (880円)	1.7万円 (550円)	1.4万円 (480円)	1.7万円 (550円)	1.7万円 (550円)	1.3万円 (430円)	単身: 650万円以下 夫婦:1,650万円以下
第3段階①	市民税世帯非課税でその他の合計所得金額*1と年金収入額の合計が82万6,500円*2超120万円以下の方など(非課税年金を含む)	3.1万円 (1,030円)	2.1万円 (680円)	4.1万円 (1,370円)	4.1万円 (1,370円)	2.6万円 (880円)	4.1万円 (1,370円)	4.1万円 (1,370円)	1.3万円 (430円)	単身: 550万円以下 夫婦:1,550万円以下
第3段階②	市民税世帯非課税で第1段階・第2段階及び第3段階①に該当されない方など	4.1万円 (1,360円)	4.3万円 (1,420円)	4.5万円 (1,470円)	4.5万円 (1,470円)	3.0万円 (980円)	4.5万円 (1,470円)	4.5万円 (1,470円)	1.6万円 (530円)*3	単身: 500万円以下 夫婦:1,500万円以下

※実際の負担額は日額で設定されます。

※第2号被保険者(65歳未満)の方の預貯金等基準は、利用者負担段階に関わらず、単身で1,000万円、夫婦で2,000万円

※ショートステイ(介護予防)短期入所生活介護(介護予防)短期入所療養介護/施設=ショートステイ以外の対象サービス

※特養=介護老人福祉施設/老健=介護老人保健施設/医療院=介護医療院

※ユニット型個室=共用リビングのある個室/ユニット型個室的多床室=面積や壁の条件がユニット型個室に一部満たないもの/

従来型個室=共用リビングのない個室/多床室=4人部屋等

*1 その他の合計所得金額については、P23の※2を参照

*2 令和8年8月以降、基準額が80万9,000円から82万6,500円へ見直しとなります。(令和8年7月末までは80万9,000円)

*3 室料徴収の対象とならない老健・医療院等については、月額1.3万円(日額430円)となります。

利用者負担の軽減について

■対象となる介護サービス・介護予防サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護

※通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護は給付の対象となりません。

■高齢夫婦世帯等の食費・居住費の軽減(市民税課税層における特例減額措置)

世帯に市民税の課税者がおられる方(利用者負担第4段階の方)や世帯を別にしていて配偶者が市民税の課税者である方は、特定入所者介護サービス費の支給対象になりません。

ただし、高齢者のご夫婦などで、一方、又は両方の方が施設のユニット型個室などを利用し、第4段階の食費・居住費を負担されることによって、生計困難にならないように、所得や預貯金等に応じて、食費・居住費が第3段階②の額に減額される場合があります。

～従来型個室を利用するときの居住費についての経過措置～

介護保険施設の従来型個室を利用するときの居住費については、経過措置が設けられ、当面の間、一定の要件に該当する場合には、多床室の金額となります。

こうかくかいご 高額介護サービス費

利用者負担が高額になったとき

自己負担額(月額)を世帯で合計した額が、一定の上限額を超えた場合、申請により、超えた額が払い戻されます。

段階	対象者		自己負担上限額(月額)	
			個人	世帯
第1段階	生活保護を受給されている方		15,000円	—
	利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給とならない方		15,000円	15,000円
第2段階	市民税 非課税世帯	高齢福祉年金を受給されている方	15,000円	24,600円
		その他の合計所得金額*1と課税年金収入額の合計が82万6,500円*2以下である方等	15,000円	
第3段階		第1段階・第2段階に該当しない方等	24,600円	
第4段階	市民税 課税世帯	下記に該当しない世帯	44,400円	44,400円
		課税所得380万円以上690万円未満の65歳以上の方がおられる世帯	93,000円	93,000円
		課税所得690万円以上の65歳以上の方がおられる世帯	140,100円	140,100円

*1 その他の合計所得金額については、P23の※2を参照

*2 令和8年8月以降、基準額が80万9,000円から82万6,500円へ見直しとなります。(令和8年7月末までは80万9,000円)

医療費控除の取扱いについて

介護保険サービス(医療系のサービス)の利用料は、医療費と同様に、所得税や住民税の「医療費控除」の対象となるものがあります。詳しくは、税務署でお尋ねください。

領収証はきちんと
保管しておきましょう。

■高額介護サービス費の支給額の計算に含めない費用

福祉用具購入費と住宅改修費の1割(一定以上の所得のある方は異なります。)負担分
介護保険施設(短期入所を含む)での食費・居住費など保険給付外のサービスにかかった費用

■高額介護サービス費の支給の可能性のある方には、京都市から「お知らせ」と支給申請書をお送りしています。

※原則として申請は初回のみ行い、それ以降は高額介護サービス費が支給される場合でも申請手続は不要となります。

■介護保険施設利用者の方は払戻しを受けるまでの間、費用負担が高額となることから、介護保険施設の協力を得て、受領委任払制度を実施しています。この制度を利用すると、高額介護サービス費が、京都市から施設に直接支払われるため、施設の窓口では自己負担上限額を支払うだけで済みます。

●高額介護サービス費受領委任払制度の詳細はホームページで。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000060820.html>



🔍 京都市 高額介護サービス費 で検索

高額医療合算介護サービス費

介護保険と医療保険における一定期間の自己負担額の合算額が著しく高額になる場合に、一定の限度額を超えた部分を支給することにより、世帯の負担軽減を図る制度です。8月1日から翌年7月31日までの一年間における介護保険と医療保険の自己負担額の合計額が一定の上限額を超えた場合、申請により、上限を超えた額が払い戻されます。

■70歳未満:上限額(年額・世帯)

世帯の区分			介護保険+医療保険の 自己負担上限額
		世帯員各々の基礎控除 ^(※) 後の 総所得金額等の合計	
市 民 税 課 税 世 帯	上位所得世帯	901万円超	212万円
		600万円超～901万円以下	141万円
	一般世帯	210万円超～600万円以下	67万円
		210万円以下	60万円
市民税非課税世帯			34万円

※基礎控除は、「所得控除」のことで43万円(ただし、合計所得金額が2,400万円超の場合は、段階的に引き下がります。)

■70歳以上:上限額(年額・世帯)

世帯の区分			介護保険+医療保険の 自己負担上限額
		現役並みⅢ(課税所得690万円以上)	
市 民 税 課 税 世 帯	現役並み所得者世帯	現役並みⅡ(課税所得380万円以上)	141万円
		現役並みⅠ(課税所得145万円以上)	67万円
			56万円
	一般世帯		56万円
市民税非課税世帯	低所得Ⅱ		31万円
	低所得Ⅰ(世帯)		31万円
	低所得Ⅰ(個人)		19万円

※低所得Ⅱ…世帯員全員が市民税非課税で、低所得Ⅰ以外の世帯。

※低所得Ⅰ…世帯員全員が市民税非課税で、全員の各所得(年金は控除額を80万円^(※1)、給与所得は控除額を10万円として計算。)が0円又は老齢福祉年金を受給している世帯。

*1 令和6年度分(令和6年8月1日から令和7年7月31日まで)は80万円。

令和7年度分(令和7年8月1日から令和8年7月31日まで)は80万6,700円。

令和8年度分(令和8年8月1日から令和9年7月31日まで)は82万6,500円。

利用者負担の軽減について

利用料に関する経過措置

利用料の減免に関して次の経過措置があります。

訪問介護（ホームヘルプサービス）の利用料	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」によるホームヘルプサービスを利用していた方のうち、自己負担額が境界層該当として0円である方	利用料の自己負担が免除されます。
特別養護老人ホーム旧措置入所者の利用料、食費・居住費負担 ※ユニット型個室利用者の居住費は対象外となります。	平成12年4月1日より前から特別養護老人ホームに入所している方（旧措置入所者）	介護保険制度により、これまでの自己負担を大きく上回らないように、収入等に応じて、1割の自己負担や食費・居住費の負担が減免される場合があります。

社会福祉法人による利用者負担軽減

経済的にお困りの方が、社会福祉法人が運営する施設等を利用される際に、利用者負担や食費・居住費について、その一部が軽減される場合があります。

軽減を受けるためには、利用先の社会福祉法人が軽減措置を実施している必要がありますので、京都市介護認定給付事務センターにお問い合わせください。

軽減の対象となるサービス種類	軽減の対象となる費用	軽減の対象者
①訪問介護 ②夜間対応型訪問介護 ③定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ④介護型ヘルプサービス	介護費	1. 市民税非課税世帯の方で次のア～オのすべてに該当する方（生活保護受給者を除く。） ⇒ 25%減額（高齢福祉年金受給者は50%減額） ア. 年間収入が単身で150万円以下、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること（親族等からの仕送り、生命保険の保険金、その他配当金等、一時的な収入も含みます） イ. 預貯金等の額が単身で350万円以下で、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること ウ. 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと エ. 負担能力のある親族等に扶養されていないこと（市町村民税が課税されている親族等に扶養されていないこと及び健康保険の被扶養者でないこと） オ. 介護保険料を滞納していないこと 2. 生活保護を受給されている方 ⇒ ⑬～⑯の居住費（滞在費）の全額軽減（介護費と食費は対象外）
⑤通所介護 ⑥地域密着型通所介護 ⑦認知症対応型通所介護 ⑧介護予防認知症対応型通所介護 ⑨介護予防型デイサービス	介護費 食費	
⑩小規模多機能型居宅介護 ⑪介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑫看護小規模多機能型居宅介護	介護費 食費 宿泊費	
⑬介護老人福祉施設 ⑭地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑮短期入所生活介護 ⑯介護予防短期入所生活介護	介護費 食費 居住費（滞在費）	

利用料の減免について

災害や収入の著しい減少などの特別な理由により、利用料が一時的に払えないときは、減免される場合がありますので、京都市介護認定給付事務センターにご相談ください。

ほけんりょう 保険料について

介護保険では、加入するすべての人に保険料を納めていただきます。保険料は、第1号被保険者と第2号被保険者とで、算定方法や納め方が異なります。

ほけんりょう さんていほうほう おさ かた 保険料の算定方法と納め方

	第1号被保険者(65歳以上の方)	第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)
保険料	所得段階区分に応じて算定します。	加入している医療保険の算定方法に基づいて計算されます(給料・所得に応じて異なります)。
保険料の納め方	・年額18万円以上の老齢・退職・障害・遺族年金を受給されている方(年度途中で65歳になられた方、京都市に転入された方などを除く。) ⇒年金からの引落し(特別徴収) ・特別徴収以外の方 ⇒納期ごとに納付書や口座振替により納付(普通徴収)	医療保険料として本人(国民健康保険加入者は世帯主)又は扶養者が納付 医療保険料＝医療保険分＋介護保険分 (詳しくは、加入されている医療保険の保険者にお問い合わせください。)

※保険料は、所得税や市民税の「社会保険料控除」の対象となります。

○第1号被保険者として保険料を納めるのはいつからですか？

65歳の誕生日の前日の属する月の分からです。

例えば 6月1日生まれの方 ⇒ 5月分から(実際に納めるのは翌6月から開始)

6月2日生まれの方 ⇒ 6月分から(実際に納めるのは翌7月から開始)

○年度の途中で65歳になったり、京都市に転入したときは？

年額18万円以上の老齢・退職・障害・遺族年金を受給されている方でも、当分の間は、「普通徴収」となります。「特別徴収」に変更になる場合、京都市から通知します。

○保険料は毎月納めるのですか？

- ・特別徴収の方 ⇒ 偶数月の年金支払分から、1回あたりおよそ2か月分を年金から引き落とします。
- ・普通徴収の方 ⇒ 毎月納付していただきます。

○保険料の納期限を過ぎて納付するとどうなりますか？

納期限を過ぎて保険料を納付する場合、納期限内に納付した方との公平性を保つため、納期限の翌日から完納までの日数に応じて、延滞金を保険料に加算して納めていただく場合があります。

りょう あんしん かくじつ こうざふりかえ べんり ご利用ください! 安心して確実な口座振替が便利です。

普通徴収により金融機関又はゆうちょ銀行(及び郵便局)の窓口で納められている方は、毎月納付に行く必要もなく、納め忘れのない口座振替のご利用をお勧めします。

- 申込みは 取扱金融機関又はお近くのゆうちょ銀行(及び郵便局)の窓口でお申し込みください。
- 申込みに必要なものは
 - ①預金通帳又は貯金通帳
 - ②口座届出印
 - ③被保険者番号及び徴収番号がわかるもの(介護保険被保険者証や納入通知書など)
 - ④京都市介護保険料口座振替依頼書

保険料について

第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料

毎年4月1日を基準日として、1年間(4月から翌年3月)の保険料を次の区分により算定します。

段階	対象者の所得金額等			保険料率 (基準額×料率)	年間介護保険料額 (月平均介護保険料額)
第1段階	・本人が生活保護を受給している場合 ・本人が老齢福祉年金を受給し、本人及びすべての世帯員が市民税非課税である場合			基準額 × 0.285	24,487円 (2,040円)
第2段階	本人及びすべての世帯員が 市民税非課税の場合 (本人が単身の場合を含む)	本人の前年中の 課税年金収入額 + 本人の前年の 課税年金に係る 所得以外の *合計所得金額	82万6,500円以下	基準額 × 0.43	36,945円 (3,078円)
第3段階			82万6,500円超 120万円以下	基準額 × 0.685	58,855円 (4,904円)
第4段階			120万円超	基準額 × 0.9	77,328円 (6,444円)
第5段階	本人が市民税非課税で 世帯員の中に 市民税(減免前)課税者が いる場合		82万6,500円以下	基準額 × 0.9	77,328円 (6,444円)
第6段階	本人が市民税(減免前) 課税の場合	本人の前年の *合計所得金額	82万6,500円超	基準額	85,920円 (7,160円)
第7段階			125万円以下	基準額 × 1.1	94,512円 (7,876円)
第8段階			125万円超 190万円未満	基準額 × 1.35	115,992円 (9,666円)
第9段階			190万円以上 400万円未満	基準額 × 1.6	137,472円 (11,456円)
第10段階			400万円以上 550万円未満	基準額 × 1.85	158,952円 (13,246円)
第11段階			550万円以上 700万円未満	基準額 × 2.1	180,432円 (15,036円)
第12段階			700万円以上 850万円未満	基準額 × 2.35	201,912円 (16,826円)
第13段階			850万円以上 1,000万円未満	基準額 × 2.6	223,392円 (18,616円)
第14段階			1,000万円以上 1,150万円未満	基準額 × 2.85	244,872円 (20,406円)
			1,150万円以上	基準額 × 3.1	266,352円 (22,196円)

■課税・非課税は、京都市市税条例の減免規定の適用前で判断するため、市民税額が「0円」の方でも、課税として取り扱われる場合があります。

■実際に納めていただく介護保険料の年額は、10円未満の端数を切り捨てます。

■課税年金とは、老齢基礎年金、老齢厚生年金等の公的年金等です。

■*合計所得金額は、繰越控除前の金額です。また、土地建物等の長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額です。

■第1～5段階で合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額(給与所得と課税年金に係る所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除前の金額)から10万円を控除し、介護保険料を算定します。

■令和8年7月以降に通知する介護保険料は、国が定める特例措置により、令和7年度税制改正による給与所得控除引上げ前の控除額に調整して、算定します(転入されてきた方など、措置の対象とならない場合があります)。

調整の結果、市民税が課されていない場合、保険料算定においては課税として取り扱われる場合があります。

■世帯員であるかどうかは、4月1日(年度途中で京都市の第1号被保険者となられたときは、その日)時点の住民登録で判断します。

■第1～3段階の方の介護保険料については、国の低所得者軽減強化の実施(令和元年10月から実施されている消費税増税に伴う財源の活用)により引き下げています。

■老齢基礎年金支給額の増加に伴い、国が設定する所得段階基準が見直されたことから、令和8年度の介護保険料算定に当たっては、第1/第2段階、第4/第5段階の基準所得金額を80万9,000円から82万6,500円に見直しました。

第1号被保険者の保険料は市町村の介護サービスの量で決まります。

令和6～8年度の京都市の保険料の基準額は、85,920円(月額7,160円)です。

* 令和6～8年度の3年間で、京都市全体に必要な介護保険サービスにかかる費用のうち、65歳以上の方の保険料で負担すべき分を、京都市内にお住まいの65歳以上の方の総数(保険料率で補正した人数)で割って算出しています。

* 3年ごとの京都市民長寿すこやかプランの見直しに合わせて、保険料も見直します(今回は令和9～11年度)。

保険料の納付が困難な事情があるときは

次のような事情により、保険料の納付が困難になった場合には、保険料が減額又は免除される場合があります。

減免を受けるには、申請書及び要件を確認できる書類を提出していただく必要があります。

詳しくは、お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当にご相談ください。

火事・地震等の災害により著しく財産に損害を受けたとき

損害割合に基づく区分により、一定期間の保険料が免除されます。

必要な書類： 被災証明書 ※年度最初の保険料の納期から2年を経過すると適用できなくなります。

刑事施設・労務場等に拘禁され、介護保険サービスを受けることができないとき

収監等の期間が2か月以上ある場合は、保険料が免除されます。

必要な書類： 在所証明書・出所証明書等 ※年度最初の保険料の納期から2年を経過すると適用できなくなります。

主たる生計維持者が退職・休業したこと等により著しく所得が減少したとき

要件： (次の①、②両方の要件を満たす必要があります。)

①主たる生計維持者の所得の年間見込額が、退職・失業・入院・死亡・事業の休廃止などにより、前年所得の2分の1以下に減少していること

②収入減少後の世帯状況により推計した所得段階区分が、現在の所得段階区分より低くなること

減額の内容： 現在の保険料額と新たに推計した保険料額との差額を減額します。

減額の適用： 原則として申請のあった月から年度末まで。

必要な書類： (1)収入減少の原因がわかるもの

(2)直近3か月の収入のわかるもの

経常的な低所得により保険料を納付することが困難であると認められるとき

要件： 下表の要件1、2の両方を満たす方がそれぞれ表示の内容の減額を受けられます。

要件1(※)	要件2	減額内容
保険料の所得段階区分が第1～3段階の方(生活保護受給者は除く。)で、世帯全員の前年の収入の合計額が次の額以下であること ●1人世帯:82万6,500円 (世帯員が1人増えるごとに33万600円を加算した額)	次の①～④をすべて満たす方 ①世帯の預貯金等(生命保険を除く。)の合計額が次の額以下であること ●1人世帯:240万円 (世帯員が1人増えるごとに96万円を加算した額)	介護保険料の基準額×0.21に減額
保険料の所得段階区分が第3段階の方で、世帯全員の前年の収入の合計額が次の額の範囲であること ●1人世帯:82万6,500円超120万円以下 (世帯員が1人増えるごとに48万円を加算した額)	②居住用以外の土地又は家屋を保有していないこと ③他の世帯に属する者の所得税・市町村民税の扶養親族になっていないこと ④他の世帯に属する者の医療保険の被扶養者になっていないこと	介護保険料の基準額×0.5に減額

※要件1の収入には、非課税の老齢福祉年金、遺族年金、障害年金、雇用保険、高齢外国籍市民福祉給付金、仕送り等あらゆる種類の収入を含みます。

減額の期間： 原則として申請のあった月から年度末まで。

必要な書類： 上記要件を確認できる世帯全員分の書類(年金の源泉徴収票・給与の源泉徴収票・確定申告書の控え・年金振込通知書・給与明細書等、預貯金の通帳等)

保険料について

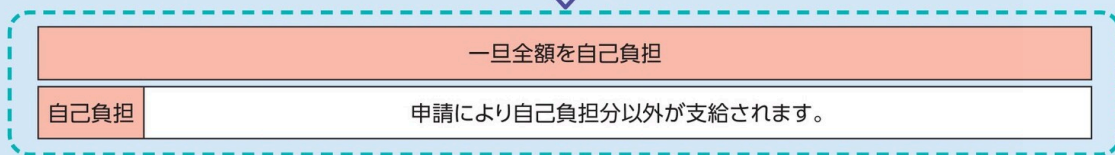
保険料を納めないでいると

特別な事情もなく保険料を滞納していると、次のような措置があります。

保険料を滞納してから1年以上経過してしまったとき

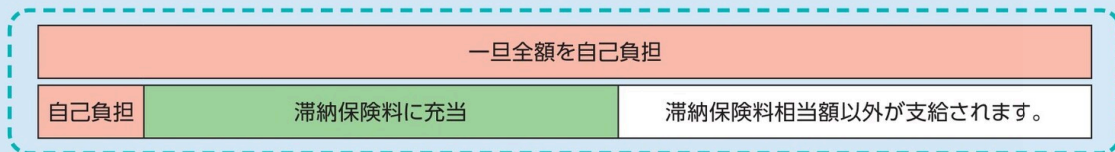
介護保険で利用された介護サービスの費用の全額を利用者が一旦自己負担し、区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当（京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当）で支給申請をしていただいたうえで、自己負担分を除いた介護保険給付額をお返しする支払い方法に変更します。

【通常の支払方法】



保険料を滞納してから1年6か月以上経過してしまったとき

介護保険で利用された介護サービスの費用の全額を利用者が一旦自己負担し、支給申請後も保険給付が一時差し止めとなったり、なお滞納が続くと滞納分の保険料に充当することがあります。



保険料を滞納してから2年以上経過してしまったとき

保険料には時効（2年）があり、その期間を過ぎると納付することができなくなります。時効となった期間等に応じて、自己負担割合が引き上げられる（本来1割及び2割負担の方は3割に、本来3割負担の方は4割）ほか、高額介護サービス費等（28ページ参照）が支給されなくなります。

【通常の負担割合】



差押え等の滞納処分

納期限が過ぎた保険料に対しては、納期限経過後に督促状を送付します。督促状を受け取ってなお納付されない場合は、差押え等の滞納処分を行うことがあります。

な っ と く じ ぎ ょ う し ゃ え ら 納得できる事業者選び

介護保険サービスを上手に利用するためには、納得できる事業者を選ぶことが必要になります。よく説明を受けて、納得できる事業者を選びましょう。

て い き ょ う し じ ぎ ょ う し ゃ け い や く サービス提供事業者との契約のチェックポイントは？

介護保険サービス(サービス・活動事業を含む)を利用するには、サービス提供事業者との契約が必要です。契約上のトラブルを防止するために、わからないこと、疑問に思うことは、どんなことでもあらかじめ十分に尋ね、契約は書面で行いましょう。

じ ぎ ょ う し ゃ え ら さ ん こ う じ ょ う ほう 事業者を選ぶときの参考となる情報はありますか？

○事業者情報は、下記にてご覧いただけます。

京都市監修の冊子 介護サービス事業者ガイドブック 「ハートページ」	介護保険制度の基本的な情報と事業所情報を掲載。 区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北出張所保健福祉第一担当で配布しています。また、「ハートページナビ京都市版」から各事業所情報や地図が検索できます。 https://www.heartpage.jp/kyoto
ホームページ 「京都府高齢者情報相談センター」の 介護保険指定事業者検索	サービスごと、地域ごとに検索することができます。
介護サービス情報の公表	介護サービス情報公表システムのホームページから閲覧できます。 https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/26/index.php
介護サービスの第三者評価	京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構のホームページから閲覧できます。 https://kyoto-hyoka.jp/

介護の現場では ～身体拘束のないケアの実現に向けて～

平成12年4月に介護保険制度がスタートしてから、介護保険施設での身体拘束が禁止されています。

Q1 なぜ、身体拘束は廃止しなければならないのでしょうか？

A1 身体拘束は人権擁護の面で問題です。また、身体拘束を行うことにより、ますます本人の体力が衰え認知症も進み、その結果さらに拘束を必要とすることになるという「悪循環」を生じてしまうのです。

Q2 身体拘束は安全確保のためにやむを得ないのでしょうか？

A2 「本人の安全確保」や「スタッフ不足」のため、身体拘束はやむを得ないといった考え方は、多くの介護現場での実践の積み重ねにより、誤解を含んだものであることが明らかになっています。身体拘束廃止の取組は、介護全体の質の向上や生活環境の改善のきっかけとなるものなのです。

Q3 身体拘束についての相談窓口はありますか？

A3 ○京都府に、身体拘束に関する相談窓口が設置されています。

相談専用電話(京都府高齢者支援課内) 075-414-4590

〈月～金曜日、9時～17時。休所日:土・日・祝・年末年始(12月29日～1月3日)〉

○身体拘束等を含む、高齢者の権利擁護に関する相談窓口があります。

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課 075-222-3800

〈月～金曜日:8時45分～17時30分。休所日:土、日、祝、年末年始(12月29日～1月3日)〉

長寿すこやかセンター「高齢者110番」 075-354-8110

〈9時～17時30分。休所日:第3火曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始(12月29日～1月4日)〉

安全のためやむを得ないと思っても、誰もが自分や自分の家族が身体拘束を受けたいと望んでいないわけではありません。利用者やその家族が「身体拘束はしてほしくない」と意思表示することが、身体拘束廃止の取組を進める大きな力になるのです。

ご存知ですか? 介護サービス相談員

介護サービス相談員派遣事業とはどのような事業ですか?

介護サービス相談員派遣事業は、「介護サービス相談員」が介護サービスを提供している施設等を訪問し、利用者や家族から介護サービスに関する疑問や困りごとなどを聴き、サービスを提供している施設等との橋渡しや、利用者等が自ら思いを伝えられるよう支援する市民参加型の事業です。

平成15年4月から、介護保険施設等の「人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)」において、施設等は介護サービス相談員の積極的な受入れに努めるよう規定されています。

この事業は、課題や問題等が生じてからの苦情解決ではなく、利用者や家族の権利擁護の観点から、苦情に至る事態を未然に防止し、日常的な疑問や困りごとなどに対応して改善の途を探ることで、介護サービスの質的な向上や利用者の自立した日常生活の実現を図ることを目的としています。

介護サービス相談員派遣事業ではどのような相談ができますか?

介護サービス相談員がお聞きする相談内容は、①利用者等の情報不足、誤解・勘違いによるもの、②利用者個人の嗜好、選択に関わるもの、③介護の内容に関わるものです。

家族問題等の相談や、車いすへの移乗、食事の介助など「介護」にあたる行為、利用者同士のトラブルの仲裁等はいりません。

ケアラー支援の推進について



ケアラーとは、高齢の方をはじめ、障害、疾病、使用する言語などにより援助を必要とする家族や友人、身近な人を無償でケアする人のことを言います。近年、高齢の方のみの世帯や共働き世帯の増加など、世帯・社会構造の変化により、老々介護や遠距離介護、ヤングケアラー、ダブルケア、働き盛りの介護離職など、ケアラーを取巻く様々な課題が顕在化してきました。こうした状況を踏まえ、ケアラーを社会全体で支え、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営み、自己実現を図ることができる社会の実現を目指すため、令和6年11月6日、「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」が京都市議会議員全員による共同提案のうえ全会一致で可決、11月11日の「介護の日」に合わせて施行されました。

京都市では、本条例の下、多様な主体と連携・協働しながら、市民ぐるみでケアラー支援を計画的に推進していくため、令和8年3月27日に「京都市ケアラー支援推進計画」を策定しました。

今後、同計画に定めた事項の具体化を進めるとともに、社会全体におけるケアラー支援に関する更なる機運醸成を図り、支援を必要とするケアラーの早期把握と適切な支援につなげる取組を推進していきます。



「京都市ケアラーに対する
支援の推進に関する条例」
制定の取組

<https://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/news/R06/carar.html>



ケアラー支援に関する
京都市の取組について

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000340927.html>



京都市ケアラー支援
推進計画

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000351033.html>

介護と仕事の両立支援制度

仕事をしながら家族等を介護されている方を支援する制度として、介護保険制度の介護サービスのほか、育児・介護休業法の両立支援制度があります。詳細は、次の厚生労働省のホームページを御覧ください。

厚生労働省



誰だって介護と仕事の両立に悩むときは、くる。
そのときのために、知っておこう。

介護休業制度

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/kaigo/

厚生労働省



京都労働局

総合労働相談コーナー

https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/madoguchi_annai/soudan01.html

介護保険以外 の高齢者保健 福祉サービス

**介護保険以外の
サービスで
高齢者を支えます。**

高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、互いに支え合い、いきいきと健やかに暮らせるよう、地域支援事業(一般介護予防事業)をはじめ、様々な事業を推進するとともに、地域における自主的な健康づくりや社会参加を支援しています。また、高齢者に対しては介護にとどまらず生活全般にわたる支援が必要となっています。このため、地域全体で支え合い、安心して暮らすことのできるまちの実現をめざします。

1 介護が必要とならないために(介護予防)

一般介護予防事業は、介護が必要とならないように、元気なうちから予防しようとするものです。市内在住の65歳以上の方を対象として、地域において自立した生活を継続できるよう支援します。

① 介護予防のための教室や相談会

■ 地域介護予防推進センターで実施しているもの

内 容	地域介護予防推進センターの職員が、地域の身近な場所で、運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能の向上などの介護予防教室を開催しています(1コース3か月間)。また、介護予防に関する講演会なども行っています。
利用対象者	65歳以上の方(運動制限を受けている場合や教室等の参加に個別の介助が必要な場合など、事業内容等により利用できない場合があります。)
利用料金	無料(ただし実費相当分の負担がある場合があります。)
お問い合わせ	各地域介護予防推進センター(所在地、担当地域、電話番号、FAX番号は73ページをご覧ください。)

■ 口腔機能相談(成人歯科相談)

内 容	むし歯や歯周病などの診査や、歯みがき方法、口腔機能(食べる・話すなど)に関する助言など、歯科健診を含む歯科相談・歯科保健指導を実施しています。
利用料金	無料
実施場所	各区役所・支所保健福祉センター(実施日時をご確認のうえ、各受付時間にお越しください。)
お問い合わせ	各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当(電話番号は70・71ページをご覧ください。)

■ いきいき筋力トレーニング教室(通所型)

内 容	市内7か所の運動施設で高齢者向けの教室(健康づくりに関する運動プログラム)を実施しています。
利用対象者	65歳以上の方(医師に運動の制限を受けていない方)
利用料金	「いきいき筋力トレーニング教室(基本)」 2,000円(週1回×4回コース)
お問い合わせ	保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課 電話 075-222-3419

■ いきいき筋力トレーニング(出張型)

内 容	運動の専門家(健康運動指導士等)が地域へ出張し、健康づくりに関する講話と運動プログラム(筋力トレーニングやロコモ予防トレーニングなど)を提供します。
対 象 者	65歳以上の方を含む5人以上のグループ
利用料金	無料 ※会場は申込者で確保してください。(会場費用は、申込者負担)
お問い合わせ	保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課 電話 075-222-3419

■ 健康すこやか学級

内 容	地域の身近な施設等で、おおむね月1回約2時間程度、介護予防に資する活動や健康状態の確認、レクリエーション等のサービスを提供することにより、要支援又は要介護状態への進行を予防するとともに、社会参加の促進や閉じこもりの防止を図り、長く住み慣れた地域で生活していただけるよう支援します。
利用できるのは	おおむね65歳以上の方で、介護保険の要介護認定で非該当(自立)とされた方など
利用料金	無料。ただし、昼食などの実費相当分の負担があります。
お問い合わせ	各区社会福祉協議会

■すこやか講座

内 容	「すこやか体操」と高齢者の健康に関する講話や体操、レクリエーションを通じ、体を動かすことの楽しさを実感するとともに、筋力や柔軟性を高め、転倒予防や介護予防につながるすこやか講座を開催します。		
利 用 料 金	無料	お問い合わせ	長寿すこやかセンター 電話 075-354-8741

②地域での自主的な介護予防活動の支援

■地域介護予防推進センターで実施しているもの

内 容	身近な地域で自主的に介護予防に取り組んでみたい方には、地域介護予防推進センターが相談に応じ、支援を行います。		
お問い合わせ	各地域介護予防推進センター(所在地、担当地域、電話番号、FAX 番号は 73 ページをご覧ください。)		

■京都市いきいき筋トレボランティア養成講座

内 容	いきいき筋力トレーニング等の普及推進を地域において実践するボランティアを養成します。		
利 用 料 金	無料	お問い合わせ	長寿すこやかセンター 電話 075-354-8741

③その他(住宅改修費補助)

■京都市介護予防安心住まい推進事業

内 容	要支援又は要介護状態となるおそれのある高齢者の生活機能の維持向上や転倒事故防止のため、住宅改修に要する費用の一部を補助することで、高齢者の福祉の増進を図ります。		
対 象 者	65 歳以上で、次の全てに該当する方 ①市民税非課税世帯に属する方 ②要支援・要介護認定の結果が非該当であった方 ③「基本チェックリスト」で運動器の機能低下のおそれがあると判定され、事業対象者になった方 ④高齢サポートが行うアセスメントの結果、生活機能の維持向上や転倒予防のために、住宅改修が必要と認められる方		
対象となる住宅改修	◆手すりの取付け ◆段差の解消 ◆引き戸などへの扉の取替え ◆滑り防止や円滑に移動するためなどの床又は通路路面の材料の変更 ◆洋式便器などへの便器の取替え ◆その他上記の工事に伴って必要な工事		
助 成 費 用	住宅改修に要する費用の 2/3 の費用を補助します。 ※補助額上限 16 万円(予算の範囲内で補助)		
お問い合わせ	各高齢サポート(地域包括支援センター) (所在地、担当地域、電話番号、FAX 番号は 72・73 ページをご覧ください。)		

地域介護予防推進センターとは

高齢者の皆様が、介護を必要とせずいつまでも元気に暮らせるよう、地域における介護予防の拠点として、京都市が市内 12 か所で委託運営しています。

地域の身近な会場で専門のスタッフの指導による介護予防教室を開催するほか、介護予防に関する普及啓発や、地域での自主的な介護予防活動の支援をしています。



(所在地、担当地域、電話番号、FAX 番号は 73 ページをご覧ください。)

2 疾病の予防と健康づくり

歯周疾患予防健診

生涯にわたって歯と口の健康と機能を保つために、歯周病の発症・重症化予防のために、歯科健診と歯科保健指導を受けましょう。

内 容 は 指定医療機関において、歯科健診(歯周病、むし歯、歯垢・歯石の有無など)、健診結果に基づく歯科保健指導を行います。(エックス線検査は行いません。)

利用できるのは 健診実施日時時点で、市内にお住まいの満20歳・25歳・30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳の方(各年齢の誕生日当日から次の誕生日前日まで)
・個人番号カードや資格確認証など年齢・住所の確認できるものをお持ちください。
・指定医療機関^(※)に事前予約のうえ受診してください。

利 用 料 金 500円(免除^(※)の規定があります。)

※指定医療機関や免除要件などの詳細については、京都市情報館で「歯周疾患予防健診」と検索してご確認ください。

ご相談・お問い合わせは…

各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当 …電話番号▶70・71 ページをご覧ください

地域における健康づくり(健康教育)・健康づくりサポーターによる活動・がん検診

自分の健康を自分で守るため、健康教育・相談・検診を受けましょう。

健 康 教 育 健康づくりを通じて、市民の社会参加や市民同士のつながりを促進し、市民や民間団体等が周りの市民への働きかけ等を行うことにより、地域の皆様の主体的な健康づくり活動を支援します。また、健康管理についてのご相談があれば、健康長寿推進課にご連絡ください。

健康づくりサポーターによる活動 各区役所・支所で、地域の健康づくりに主体的に取り組むボランティア「健康づくりサポーター」による、公園体操やウォーキング、健康情報の普及啓発など様々な活動を実施しています。

が ん 検 診 がんを早期発見し、早期に治療するために、各区役所・支所保健福祉センター及び医療機関等で各種がん検診を行っています。

ご相談・お申込みは…

各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当 …電話番号▶70・71 ページをご覧ください

京都市が実施しているがん検診

本市では下表のとおり、がん検診を実施しています。ぜひ受診しましょう!

※身体の状態によっては受診いただけない検診もあります(ペースメーカーを装着されている方へのエックス線検査等)。

検診名	対象者		検査方法	受診料金
肺がん検診	40歳以上の市民	1年に1回	胸部エックス線検査 喀痰検査(問診の結果、必要な方のみ)	無料 (喀痰検査は1,000円)
大腸がん検診	40歳以上の市民	1年に1回	便潜血検査(2日分の検便)	300円
胃がん検診	50歳以上の市民	2年に1回	胃部エックス線(バリウム)検査	1,000円
			胃内視鏡(胃カメラ)検査	3,000円

どちらか一方を
選択

感染症予防について

○各種検査

感染症の早期発見につなげるため、次のとおり検査を実施しています。

検査名	対象者	実施場所	実施日時
胸部(結核・肺がん)検診	40歳以上の京都市民の方 ^(※1)	各区役所・支所(保健福祉センター)	定期的に実施 ^(※2)
肝炎ウイルス (B型・C型)検査	肝炎ウイルス感染に不安のある 京都市民の方	協力医療機関 ^(※3)	医療機関により異なる

- ※1 65歳以上の方は感染症法により、年1回、結核健診の受診義務があります。特に80歳以上の方の罹患率が高いため、年1回、必ず検査を受けましょう。
- ※2 事前予約制となりますので、希望する区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当へ直接お問い合わせください。
- ※3 協力医療機関は京都市情報館で「肝炎ウイルス検査」で検索いただくか、京都いつでもコールにお問い合わせください。検査を受ける際には、各医療機関に直接ご予約ください。検査当日は本人確認書類(住所が確認できるもの)を持参してください。

お問い合わせは…

京都いつでもコール 075-661-3755
医療衛生推進室医療衛生企画課 075-222-3600

○高齢者予防接種

感染症の重症化予防のため、次のとおり予防接種を実施しています。

種類	対象者	実施場所	実施日時	接種料金
肺炎球菌 ^(※1)	接種日現在 ①65歳の方 ②60～64歳で一定の障害がある方	協力医療 機関 ^(※2)	通年	市民税課税者: 7,000円 市民税非課税者: 3,500円 (生活保護受給者等は無料)
带状疱疹	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで の間に次のいずれかに 該当する方 ①65歳になる方 ②60～64歳で一定の障害がある方 ③70、75、80、85、90、95、100歳になる方	協力医療 機関 ^(※2)	通年	生ワクチン: 4,000円 不活化ワクチン: 18,000円 (※3) (1回あたり) (生活保護受給者等は無料)
インフルエンザ	接種日現在 標準量ワクチン ①65歳以上の方 ②60～64歳で一定の障害 がある方 高用量ワクチン ①75歳以上の方	協力医療 機関 ^(※2)	10月～ 1月末	標準量ワクチン: 1,500円 (75歳以上は1,000円) 高用量ワクチン: 調整中 ^(※4) (生活保護受給者等は無料)
新型コロナ	接種日現在 ①65歳以上の方 ②60～64歳で一定の障害がある方	協力医療 機関 ^(※2)	10月～ 1月末	7,500円(75歳以上は5,000円) (生活保護受給者等は無料)

- ※1 過去に高齢者肺炎球菌定期接種を受けられた方は対象外です。
- ※2 協力医療機関は京都市情報館で「高齢者肺炎球菌」、「高齢者带状疱疹」、「高齢者インフルエンザ」又は「高齢者新型コロナウイルス感染症」で検索いただくか、京都いつでもコールにお問い合わせください。予防接種を受ける際には、各協力医療機関に直接ご予約ください。
- ※3 不活化ワクチンは2回接種のため、接種料金は計36,000円となります。
- ※4 接種料金につきましては、決まり次第広報します。

お問い合わせは…

京都いつでもコール 075-661-3755
医療衛生推進室医療衛生企画課 075-222-4421

検診名	対象者	検査方法	受診料金
子宮頸がん検診	20歳以上の 女性の市民	2年に1回 子宮頸部細胞診	1,000円
乳がん検診	40歳以上の 女性の市民	2年に1回 マンモグラフィ(エックス線)検査 ※視触診は実施していません。	1,300円
前立腺がん検診	50歳以上の 男性の市民	2年に1回 血液検査(PSA検査)	1,500円

※対象年齢は、受診する年の12月31日時点で判定します。2年に1回の検診は、各年、偶数の年齢の方が対象です。

ただし、奇数の年齢の方でも、前年(偶数の年齢の年)に受診していない場合は受診できます。

※受診料金の免除の規定があります。詳細はお問い合わせください。

各種健康診査について

○特定健康診査・後期高齢者健康診査・健康診査

血液・尿検査を中心とした健診です。元気に長生きするために【毎年受診することが効果的】です。

- 内 容 は** 問診・診察、血圧測定、身体測定、血液・尿検査、心電図検査※対象者のみ実施
※心電図検査対象者：65歳以上の方又は64歳以下で医師が必要と判断した方
- 利用できるのは** ・京都市国保にご加入の40歳～74歳の方〔特定健康診査〕
・京都市内にお住まいの京都府後期高齢者医療被保険者の方〔後期高齢者健康診査〕
・生活保護等を受給されている方〔健康診査〕
- 受診料金は** 40～64歳の方：500円／65歳以上及び生活保護等受給の方：無料

○75歳お口の健診事業（後期高齢者歯科健康診査）

受診いただくことで、お口の機能（飲み込む力など）低下の早期発見や誤嚥性肺炎等の疾病予防につながります。

- 内 容 は** 実施医療機関において、お口の機能のチェックを含む歯科健康診査及び保健指導を行います。
- 利用できるのは** 京都市内にお住まいの満75歳の方（受診日現在）
・マイナ保険証（もしくは資格確認書）又は生活保護受給等証明書をご持参ください。
・実施医療機関に日時などをご確認のうえ受診してください（要予約）。
※実施医療機関は、保健福祉局福祉のまちづくり推進室（保険年金担当）までお問い合わせください。
- 受診料金は** 無料（1回限り）

はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業について

○はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業

高齢者の健康の保持・増進を目的として、はり・きゅう・マッサージ施術費の一部を助成しています。

- 内 容 は** 健康増進を目的として、はり・きゅう・マッサージの施術を受けられた際の施術費の支払いに使用できる施術補助（割引）券を交付します。
補助券は1枚1,000円相当で、1人につき4枚交付します。
- 利用できるのは** 京都市内にお住まいの満75歳以上の方
※保険適用となる治療を目的とした施術には利用できません。ご注意ください。
- 申込方法は** 12月から翌年2月が次年度（4月から翌年3月）の補助券の申込期間です。はがきに必要事項（郵便番号、住所、氏名（フリガナ）、生年月日、電話番号）を記入のうえ、申込期間内（12～2月）に保健福祉局福祉のまちづくり推進室（保険年金担当）までお申し込みください。
【宛先】〒604-8571（住所不要） 保健福祉局福祉のまちづくり推進室

お問い合わせは…

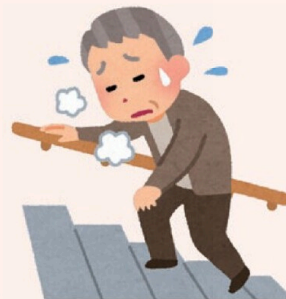
保健福祉局福祉のまちづくり推進室（保険年金担当）…………… 075-222-3510

フレイル対策で健康長寿

フレイルとは、年齢を重ねることにより、からだやこころが弱った状態で、健康と要介護の中間の状態のことです。フレイルは適切な対策に取り組めば、健康な状態を取り戻すことが十分に可能であるため、早めに気づいて対策することが重要です。

こんなことはありませんか？

- ☐ 青信号で横断歩道を渡り切れない(歩くのが遅くなってきた)。
- ☐ 半年前より、固いもの(「たくあん」など)が食べにくくなった。
- ☐ この半年間で、2～3kg 体重が減った。
- ☐ 週に1度も、軽い運動や体操に取り組むことがない。
- ☐ ペットボトルのふたが開けにくくなるなど、握力が落ちてきた。
- ☐ (ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする。

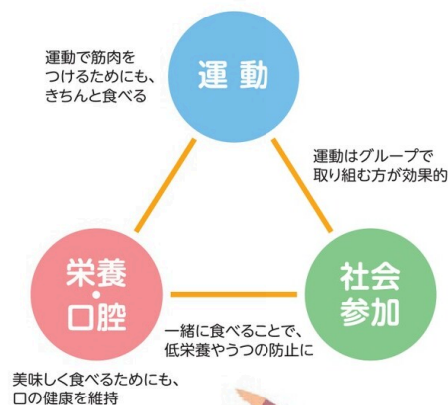


1つでも当てはまれば、要注意! 対策に取り組みましょう!

フレイル対策の3本柱は「運動」「栄養・口腔」「社会参加」

具体例を挙げると、「屋外での散歩、家での体操やストレッチなど、意識して体を動かす」(運動)、「1日3食バランスの良い食事を取り、食後は歯や入れ歯の手入れをする」(栄養・口腔)、「地域活動への参加、人と会えない時にも家族や友人と連絡を取る」(社会参加)などの取組があります。

こうした取組は相互に関係していて、運動で筋肉をつけるには、肉や魚、野菜などの食材をバランス良く食べる必要があり、しっかりと食事をするには、かむ力を維持するなど、口の健康も大切です。また、運動は1人ですよりグループですの方が、介護予防の効果が高いと言われています。つまり、3本柱を意識し、併せて取り組むことで、より効果的な対策となるのです。



地域介護予防推進センターでフレイル対策に取り組みましょう!

ぜひ一度、お住まいの地域のセンターにお問い合わせください(73ページ)。



歯と口の健康から健康長寿

食べる・話すなどの機能を担う歯と口の健康は、全身の健康や生活の質の向上、さらに人とのコミュニケーションや社会参加の維持にも重要です。

歯周病の重症化や口の機能低下などを予防するために、ご自身で歯みがきや口の体操などを行うとともに、かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯科医院を受診しましょう。

(総入れ歯の方も、入れ歯や粘膜の状況等のチェックのために定期受診をお勧めします。)

京都市の歯科健診・歯科相談

65・70歳の方は歯周疾患予防健診(40ページ)、75歳の方は75歳お口の健診(後期高齢者歯科健康診査、42ページ)、65歳以上の方は口腔機能相談(38ページ)もご活用ください。

ひとり暮らしあるいは寝たきりや認知症の高齢者が いらっしゃる世帯へのサービス

にちじょうせいかつようぐ 日常生活用具

火災などの心配をなくすために、日常生活用具を給付します。

内 容 は ひとり暮らしや高齢者だけの世帯で、介護保険の要介護認定で要支援又は要介護と認定された方や、認知症の高齢者などの生活の安全のために、自動消火器、電磁調理器を給付します。

利用 できる の は おおむね65歳以上(40～64歳で介護保険法に規定する特定疾病による障害のある方を含む)で日常生活に支障のあるひとり暮らし(昼間独居を含む)の高齢者などで生活保護を受給されている方又は市民税非課税世帯に属している方

○自動消火器:火災の際に機敏な行動をとることが困難な方が対象です。

○電磁調理器:認知症等のため電磁調理器以外の調理器を利用した場合火災を発生させるおそれのある方が対象です。

利 用 料 金 は
(令和8年4月1日現在)

無料

ひとり暮らしやお体の状況により日常生活に支障のある高齢者にはこんな用具が

○自動消火器:温度の上昇により消火液を噴き出します。

○電磁調理器:火を使わずに調理できます。



※イラストは自動消火器・電磁調理器の参考例です。

ご相談・お申込みは…

各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当又は京北出張所保健福祉第一担当
………電話番号▶70・71ページをご覧ください
各高齢サポート(地域包括支援センター) ……電話番号▶72・73ページをご覧ください

はいしょく 配食サービス

栄養のバランスがとれた昼食をお届けします。

内 容 は 身体状況などにより食事を作ることが困難な高齢者に、栄養のバランスがとれた昼食をお届けし、併せて安否確認を行います。(月曜日～日曜日)

※土・日の配食については、各事業者により異なります。

利用 できる の は 60歳以上のひとり暮らしや高齢者だけの家庭で、介護保険の要介護認定で要支援又は要介護と認定された方のうち、身体状況などにより自ら買物、調理をするのが困難な方など

※要支援、要介護認定を受けておられない方は、お近くの高齢サポートで介護保険の一次判定に相当する調査を受けていただく制度がありますので、ご相談ください。

利 用 料 金 は
(令和8年4月1日現在)

1食あたり500円まで(各事業者により異なります)

※配食サービスの詳細や実施施設については、ご相談ください。

※担当のケアマネジャーがおられる方は、担当のケアマネジャーにご相談のうえ、お申し込みください。

ご相談は…

京都市社会福祉協議会 …… 075-354-8740
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課 …… 075-222-3800

あんしんネット119 (緊急通報システム)

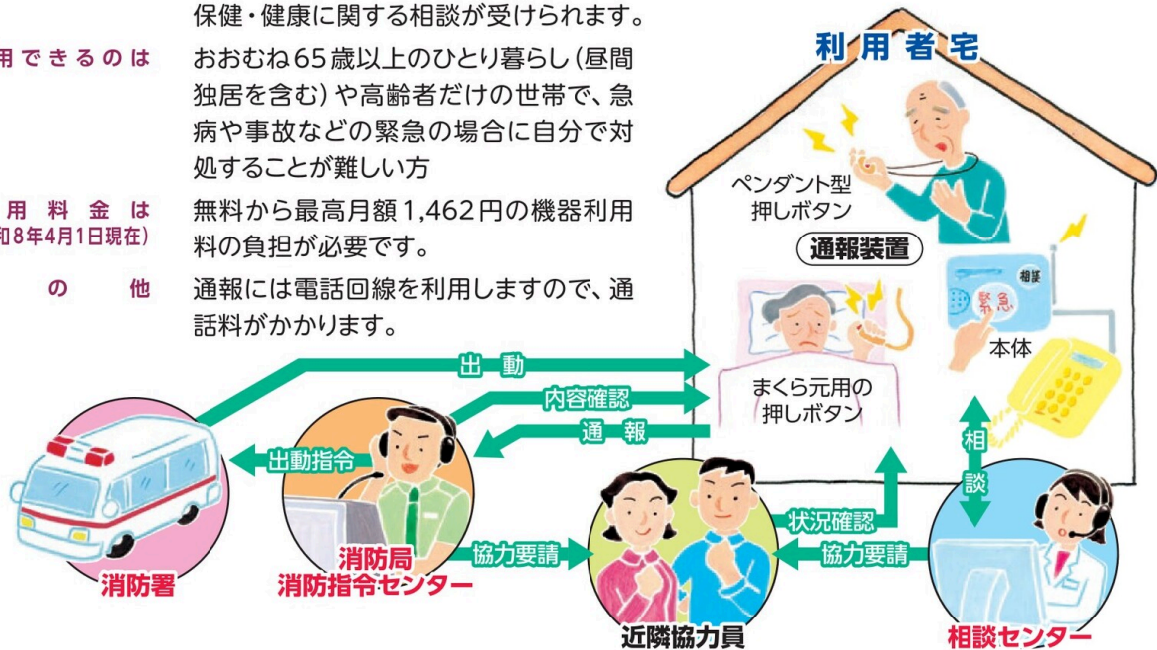
急な病気や事故のときには、あんしんネット119で安心です。

内 容 は 急にからだの具合が悪くなったり、火災などの突発的な事故などがあった場合、通報装置(本体、ペンダント型、まくら元用)の緊急ボタンを押すと消防局消防指令センターに通報され、救急車や消防車、あらかじめ登録している近所の協力員が駆け付けます。また、相談ボタンを押すと自動的に相談センターに繋がり、常駐する専門の相談員による、保健・健康に関する相談が受けられます。

利用できるのは おおむね65歳以上のひとり暮らし(昼間独居を含む)や高齢者だけの世帯で、急病や事故などの緊急の場合に自分で対処することが難しい方

利用料金は 無料から最高月額1,462円の機器利用料の負担が必要です。(令和8年4月1日現在)

その他 通報には電話回線を利用しますので、通話料がかかります。



ご相談・お申込みは…

各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当又は京北出張所保健福祉第一担当
 ……電話番号▶70・71ページをご覧ください
 各高齢サポート(地域包括支援センター) ……電話番号▶72・73ページをご覧ください

ごみ収集福祉サービス(まごころ収集)

内 容 は ごみ出しが困難な方への生活支援として、自宅の玄関先までごみの回収に伺います。また、ごみが排出されていない場合は、登録された連絡先へ電話するなど、安否確認を行います。

利用できるのは (全ての項目に該当)
 ・介護保険サービス(サービス・活動事業を含む)又は障害福祉サービスを利用し、かつホームヘルプサービスを利用していること
 ・本人、親族又は近隣者が所定の場所に定期収集ごみを持ち出すことが困難な世帯
 ・障害のある方、65歳以上の方又は同様の方のみで同居している世帯

お問い合わせは…

各区役所・支所内のエコまちステーション
 北…075-366-0155、上京…075-366-0776、左京…075-366-0821、中京…075-366-0180、
 東山…075-366-0182、山科…075-366-0184、下京…075-366-0186、南…075-366-0188、
 右京…075-366-0190、西京…075-366-0192、洛西…075-366-0194、伏見…075-366-0196、
 深草…075-366-0198、醍醐…075-366-0311

か て い か い こ か ぞ く 家庭で介護する家族へのサービス

か ぞ く か い ご よ う ひ ん 家族介護用品

- 内 容 は** 在宅で寝たきりや認知症の高齢者を介護されている家族の方などに、介護保険の給付対象外であるおむつやその他の介護用品と交換できる給付券を交付します。
 ※申請の時期により、交付する給付券枚数は変わります。
 ※給付券で交換できるおむつ等の介護用品については、本市指定登録事業者が取り扱う本市指定介護用品に限ります。量販店等の店頭商品との引換えはできません。
- 利用 できる の は** 介護保険の要介護認定で要介護4～5と認定された方で市民税非課税世帯に属する在宅の65歳以上の高齢者を介護されている家族の方など
- 給 付 品 目 は**
- | | |
|----------|--------------|
| ○紙おむつ | ○介護ねまき |
| ○尿取りパッド | ○失禁シート・介護シート |
| ○食事補助具 | ○使い捨て手袋 |
| ○介護用肌着 | ○ドライシャンプー |
| ○清拭剤 | ○消臭剤 |
| ○口腔ケア用品 | ○ウエットティッシュ |
| ○ホルダーパンツ | |
- 申請に必要な書類は**
- (1)介護対象高齢者の介護保険被保険者証(写しでも可)
 - (2)世帯の方全員の市民税が非課税であることを証明する次のいずれかの書類
 - ア 世帯の方全員の市・府民税課税証明書
 - イ 介護保険料納入(変更)通知書兼特別徴収開始(停止)通知書の写し
 (介護保険料の所得段階区分が2・3の方に限る。)

ご相談・お申込みは…

各区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当又は京北出張所保健福祉第一担当
 …………… 電話番号 ▶ 70・71 ページをご覧ください

燃やすごみ用有料指定袋の無料交付について

- 内 容 は** 家族介護用品を利用される方に、「燃やすごみ用有料指定袋」を無料交付しています。
- 利 用 方 法 は** 家族介護用品の給付決定を受けた方には、後日、ごみ袋引換申請書(家庭ごみ処理手数料免除申請書)を資源循環推進課から送付しますので、必要事項を記入のうえ返送してください。返送された申請書を確認後、各まち美化事務所からごみ袋を配達します。
- 燃やすごみ用有料指定袋の無料交付に関するお問い合わせ先は
 環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課 …………… 075-222-3946

やさしい介護講座

ご本人をはじめご家族など市民の方を対象に、家族や大切な人を支えるための基礎知識と実践的な介護技術を幅広く学ぶ講座です。

内 容 は 講義を中心に事例や実演を交えて介護についての知識を学ぶことができます。(年12回)

利用 できるのは 高齢者介護に関心のある市民の方
※福祉現場で勤務する方、福祉の資格を持つ方は除く。

ご相談・お申込みは…

京都市長寿すこやかセンター 075-354-8772

介護に関する入門的研修

ご家庭での介護の備え等として、短期間で介護に関する基礎的な知識や技術を習得していただくための入門的コースです。

内 容 は 介護に関する基礎知識、基本的な介護の方法や認知症の理解などについてオンデマンド形式で、ご自宅でお好きな時間に受講できます。

利用 できるのは ①、②のいずれかに当てはまる方
①京都市内の介護施設に就労を希望する方
②介護に関心を持っている市民の方 等

ご相談・お申込みは…

京都市老人福祉施設協議会 075-354-8733

医療的ケア・口腔ケア実践講習会「プロが教える! ご家族向け介護セミナー」

在宅で高齢者等を介護されている家族の方が安心して介護できるよう、医療的なケアや口腔ケアについて、専門家による講義と実践講習を合わせたセミナー等を実施しています。

内 容 は 在宅で役立つ介護ケアの方法や、介助方法のコツなどをセミナー等で専門家が分かりやすくお伝えします。

利用 できるのは 在宅で介護を行っている又は今後行う予定のある市民の方

ご相談・お申込みは…

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課 075-222-3419
京都府医師会 075-354-6079

高齢者の権利擁護

高齢者権利擁護相談

内 容 は 高齢者に対する暴力などの身体的虐待、暴言などの心理的虐待、世話の放棄、家族や悪質業者による金銭詐取などの相談に応じます。
また、弁護士による法律相談、適切な専門の相談窓口の紹介など関係機関と連携を図りながら権利侵害の解決に努めます。

ご相談は…

長寿すこやかセンター「高齢者110番」…………… 075-354-8110へ

日常生活自立支援事業

認知症の高齢者の方など（ただし、契約の意思があり契約の内容が理解できる方）に対し、地域で生活されるうえで必要な福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行う事業です。

内 容 は ①福祉サービスの利用援助（利用相談、苦情相談、助言、情報提供、利用料の支払い等）
②日常的な金銭管理（相談、助言、金融機関への同行、又は代行による生活費の払戻し等）
③通帳、印鑑の預かり（①②の援助に必要な通帳、印鑑の預かり）
④郵便物の管理（郵便物の内容確認、役所等への必要な手続き支援）

利 用 料 金 は
（令和8年4月1日現在）

生活支援員が行うサービスは、30分600円。

- ・生活支援員の自宅から利用者宅までの往復交通費等実費は別途負担いただきます。
- ・通帳、印鑑の保管料は1か月250円。ただし高額な通帳、証書類はお預かりできません。
- ・生活保護を受給されている方については、利用料金はかかりません。

お問い合わせ・お申込みは…

京都市社会福祉協議会…………… 075-354-8734へ

この事業は、各区の社会福祉協議会でも問い合わせを受け付けています。

■ 各区社会福祉協議会…一覧掲載ホームページURL

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000005112.html>



成年後見制度

判断能力が不十分な方（認知症の高齢者、知的障害のある方、精神障害のある方等）に代わり、契約を行ったり財産管理を行うことによって、これらの方の権利と財産を守るための制度です。

内 容 は 判断能力が不十分な方が十分に理解できないまま契約を締結し、不利益が生じた場合にその契約を取り消したり、契約の締結などを本人に代わって行う支援者（成年後見人等）を家庭裁判所が選任することによってこれらの方の権利を守るものです。判断能力が不十分になったときに、親族など（身寄りがない方などは市町村長）が家庭裁判所へ申し立てることにより後見人などが選任される「法定後見制度」と、判断能力が不十分になったときに備えて、あらかじめ契約を結んでおく「任意後見制度」があります。

お問い合わせ・お申込みは…

法定後見制度：京都家庭裁判所…………… 075-722-7211へ
任意後見制度：京都公証人合同役場…………… 075-231-4338へ

ご相談は…

成年後見支援センター…………… 075-354-8815へ

たんしんこうれいしゃまんいち

単身高齢者万一あんしんサービス事業

じぎょう

利用者、京都市社会福祉協議会及び葬儀社（登録されている葬儀社リストの中から利用者が任意の1社を選択）の三者で死後事務委任契約（死後に効力が発生する契約）を結び、利用者が亡くなられた後、利用者からお預かりした費用により、葬儀や納骨、家財等の処分を行う事業です。また、定期的に、電話や訪問等により利用者の生活状況や健康状態の確認を行い、必要があれば、介護サービスや成年後見制度等の支援におつなぎします。



- 内 容 は**
- ①死後事務委任契約に基づく、葬儀・納骨の実施
 - ②死後事務委任契約に基づく、家屋に残された家財等残置物処分の実施（希望者のみ）
 - ③定期的な安否確認

- 利用できるのは** 以下の要件のすべてを満たす方
- ①京都市内在住の身寄りのない65歳以上の一人暮らしの方で契約能力がある方
※日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用者は対象外
 - ②低所得の方〔市民税非課税・不動産非所有（現に居住している場合は除く）・預貯金350万円以下〕
※生活保護を受給している方は対象外
 - ③契約時に預託金を一括して預けることができ、契約後、京都市社会福祉協議会職員による安否確認（電話や訪問）等に応じることができる方

利用者負担金は 死後事務委任契約の締結後、契約で定める日までに以下の金額を京都市社会福祉協議会に一括で預けてください。

内容	金額	備考
葬儀＋納骨費用	25万円	契約必須
家財処分費用	葬儀社による見積額	希望者のみ

ご相談・お申込みは…

長寿すこやかセンター 075-354-8741 へ

こうれい しょうがいがいこくせき し じん ふくし

高齢・障害外国籍市民の福祉サービス等利用に関する相談・支援

とうりよう かん

そうだん し えん

- 内 容 は** 言葉や生活文化が違うために福祉サービスをはじめとした各種サービスの利用や手続きが困難な外国にルーツのある高齢者や障害のある方に対して、外国語が話せる、あるいはやさしい日本語で対応できる支援員が相談を受け、生活の支援を行います。

ご相談は…

京都外国人高齢者・障害者生活支援ネットワーク・モア
..... 075-681-2721 (FAX 075-693-2555) へ

高齢者虐待に関する相談

高齢者への虐待の問題に対応するため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）が平成18年4月1日から施行されました。

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の定義が示されるとともに、高齢者虐待を発見した際の通報の義務が定められています。

○高齢者虐待の定義

いずれも高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等の養護者及び養介護施設従事者等によるものとします。

- 身体的虐待** 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴力を加えること
- 介護・世話の放棄・放任** 高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること
- 心理的虐待** 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- 性的虐待** 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
- 経済的虐待** 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

○通報義務

高齢者虐待を受け生命又は身体に重大な危険が生じている高齢者を発見した方は、速やかに通報しなければなりません。また、生命又は身体に重大な危険が生じていなくても、虐待を発見した場合は通報するよう努めなければなりません。

○高齢者や養護者・家族への支援

京都市では、高齢サポート（地域包括支援センター）、各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当又は京北出張所保健福祉第一担当、長寿すこやかセンターを高齡者虐待の相談・通報窓口として設置するとともに、医療機関や警察などの多方面の関係機関と連携・協力しながら、虐待を受けている高齢者や養護者・家族が抱える様々な課題の解決に向けて、支援します。また、生命又は身体に重大な危険があり、緊急に高齢者を保護する必要がある場合は、介護保険サービスの活用や高齢者虐待シェルター確保事業、又は、短期入所生活介護緊急利用者援護事業などにより、高齢者の安全を確保します。

虐待の通報やご相談は…

○高齢者虐待に関する相談・通報窓口

高齢者への虐待や養護者の支援に関する相談については、次のとおり受け付けています。

	平日	祝・休日	連絡先
各高齢サポート（地域包括支援センター）	9:00～17:00	—	72・73ページ参照
各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当 又は京北出張所保健福祉第一担当	9:00～17:00	—	70・71ページ参照
長寿すこやかセンター（高齢者110番）	9:00～17:30 （土曜日含む）	9:00～17:30	075-354-8110 （又は6ページ参照）

※養介護施設従事者等による虐待について

養介護施設従事者等（「養介護施設」又は「養介護事業」に従事する者）による高齢者虐待については、下記へご連絡ください。

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課 ……………075-222-3800へ

一人暮らしお年寄りの見守り等の推進 (一人暮らしお年寄り見守りサポーター)

高齢化が進むにつれて増加するひとり暮らしの高齢者を、地域と行政の協働により支援するため、「一人暮らしお年寄り見守りサポーター」を募集しています。

- 内 容** は サポーターには、顔なじみのひとり暮らしのお年寄りなどへの目配りをさせていただきます。また、支援が必要と思われるお年寄りについては、高齢サポート(地域包括支援センター)への連絡・相談を行っていただきます。
- 応 募 条 件** 市内に在住、通勤又は通学する方
- 応 募 方 法** 区役所・支所、高齢サポートなどで配布している登録票又は福祉のまちづくり推進室のホームページから応募いただけます。
- そ の 他** 高齢者福祉に関するハンドブックや登録シールの交付、研修会の実施、高齢者福祉情報の提供などでサポーターを支援します。

お問い合わせ・お申込みは…

保健福祉局福祉のまちづくり推進室…………… 075-222-3529へ
各高齢サポート(地域包括支援センター) ……電話番号▶72・73ページをご覧ください

認知症に対する正しい理解の普及・啓発 [認知症サポーター養成講座]

認知症を正しく理解し、認知症の方やそのご家族を温かく見守り支える認知症サポーターを養成し、認知症の方とご家族が、地域で元気に安心して暮らし続けられるまちづくりを進めます。

○認知症サポーター養成講座について

- 内 容** は 認知症について理解し、地域や職場で出会う認知症の方やそのご家族をサポートするための知識を身につけます。
- 日 時 ・ 場 所** 希望する日時・場所に講師を派遣します(日程によってはご希望にそえない場合があります。)
- 受 講 条 件** 5人以上で受講すること
- 受 講 料** 無料
- そ の 他** 受講され、認知症サポーターになられた方には認知症サポーターカードをお渡しします。

お問い合わせ・お申込みは…

長寿すこやかセンター…………… 075-354-8741へ

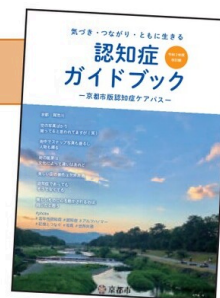
にんちしょう かた かぞく ささ せいど 認知症の方や家族を支える制度やサービス

認知症ガイドブック

認知症は、原因となる病気の進行とともに状態が変化するため、その状態に応じて適切な支援を受けることが大切だといわれています。

どの時期にどのような支援が必要となるのか大まかな目安や利用できる本市の制度・サービス、認知症の基礎知識などの情報をまとめた「気づき・つながり・ともに生きる認知症ガイドブック～京都市版認知症ケアパス～」を配布しています。

もし認知症になったときにどのような生活ができるのか、また、家族や大切な人が認知症になったときにどのように支えていくことができるのか、認知症について知り、認知症とともに自分らしく暮らし続けていたいくための手引きとしてご活用ください。



【デジタルブック】



気づき・つながり・ともに生きる認知症ガイドブック
～京都市版認知症ケアパス～

配布は…

各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当又は京北出張所保健福祉第一担当

電話番号▶70・71ページをご覧ください

各高齢サポート(地域包括支援センター) ……電話番号▶72・73ページをご覧ください

長寿すこやかセンター ……075-354-8741へ

◆認知症総合ポータルサイト「きょうと認知症あんしんナビ」

認知症に関する適切な情報を一元的に発信し、一人でも多くの方のあんしんにつながることを目的に設けられた、総合ポータルサイト「きょうと認知症あんしんナビ」では、「認知症の理解」や「若年性認知症」などの情報のほか、地域の認知症の診療・診療が可能な医療機関を検索することもできます。

<運営：京都地域包括ケア推進機構>



ホームページアドレス <https://www.kyoto-ninchisho.org/>

きょうと認知症あんしんナビ

検索

「今までと何か違う」と
感じたときに…

認知症?「気づいて相談!」チェックリスト

認知症の初期症状が確認できるリストです。まずは試してみましょう。

自分のもの忘れが、気になりはじめたら… 自分でチェック

- ☐ ものをなくしてしまうことが多くなり、いつも探し物をしている。
- ☐ 財布や通帳など大事なものをなくすことがある。
- ☐ 曜日や日付を何度も確認しないと忘れてしまう。
- ☐ 料理の味が変わったと家族に言われた。
- ☐ 薬の飲み忘れや、飲んだかどうかわからなくなることがある。
- ☐ リモコンや洗濯機などの電化製品の操作がうまくできない。
- ☐ いらいらして怒りっぽくなった。
- ☐ 一人でのいるのが不安になったり、外出するのがおっくうになった。
- ☐ 趣味や好きなテレビ番組を楽しめなくなった。

上記のうち、一つでも思い当たる場合はまず相談!!

家族・身近な人のもの忘れが、気になりはじめたら… 家族・身近な人でチェック

- ☐ 同じことを何度も繰り返して話したり、聞いたりする。
- ☐ しまい忘れが多く、いつも探し物をしている。
- ☐ 曜日や日付がわからず何度も確認する。
- ☐ 料理の味が変わったり、準備に時間がかかるようになった。
- ☐ 薬の飲み忘れや、飲んだかどうかわからなくなることがある。
- ☐ リモコンや洗濯機などの電化製品の操作がうまくできない。
- ☐ 失敗を指摘されると隠そうとしたり、些細なことで怒るようになった。
- ☐ 財布や通帳などをなくして、盗まれたと人を疑う。
- ☐ 趣味や好きなテレビ番組に興味を示さなくなった。

上記のうち、いくつか思い当たる場合はまず相談!!

※ 相談先は…

各区役所・支所健康長寿推進課又は京北出張所保健福祉第一担当 …… 70・71ページ
各高齢サポート(地域包括支援センター) …… 72・73ページ
長寿すこやかセンター …… 075-354-8741へ
介護支援専門員(ケアマネジャー)などにご相談ください …… 13ページ参照
認知症初期集中支援チームにご相談ください …… 53ページ参照
京都市認知症疾患医療センターにご相談ください …… 53ページ参照

認知症の方への初期・初動支援（認知症初期集中支援チーム）

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた環境で暮らし続けられるよう、なるべく早いうちに本人や家族に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置しています。
支援チームでは、概ね6か月以内を目安に、本人に見合ったサービスなどが利用できるよう、支援を行い、その後は適切な相談支援機関に引き継ぎます。

「認知症初期集中支援チーム」とは？

医師（認知症サポート医）と医療・介護の専門職（看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士など）により、認知症の早期発見と早期対応を目指して活動する専門チームです。

相談 ▶ 家庭訪問 ▶ 初期集中支援の実施 ▶ 初期集中支援の終了 ▶ その後の引き継ぎ

医療・介護の専門職が複数で自宅に訪問し、ご本人・ご家族などからお話を伺います。

訪問時に伺った情報などをもとに認知症初期集中支援チーム員会議で話し合われた内容に沿って、つぎのような支援を行います。
・専門医療機関を受診するための支援
・介護保険をはじめとするサービスの利用手続き
・認知症の症状や対応方法についての助言 など

適切な医療や介護などのサービスにつながり、在宅生活が続けられる目処が立てば、認知症初期集中支援は終了となります。

今後の支援の主体となる機関である高齢サポート（地域包括支援センター）や居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）などに引き継ぎます。

支援対象者 在宅で生活されている認知症、又はその疑いのある40歳以上の方（その他要件有）。

費用負担 支援チームへの相談は無料。（医療機関の受診や、介護保険サービスの利用については、自己負担があります。）

お問い合わせ…

名 称	所在地	対象エリア	電話（直通）
京都市北区・上京区 認知症初期集中支援チーム	〒603-8832 北区大宮南田尻町60（医療法人社団都会内）	北区・上京区	075-201-0067
京都市左京区 認知症初期集中支援チーム	〒606-8412 左京区浄土寺馬場町48（川越病院内）	左京区	075-754-1010
京都市中京区 認知症初期集中支援チーム	〒604-8454 中京区西ノ京小堀池町18-1（京都市民連太子道診療所内）	中京区	075-275-0283
京都市下京区・南区・東山区 認知症初期集中支援チーム	〒600-8558 下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町841-5（康生会 武田病院内）	下京区・南区・東山区	075-361-0300
京都市山科区 認知症初期集中支援チーム	〒607-8113 山科区小山北溝町32-1（洛和会音羽リハビリテーション病院内）	山科区	075-582-5535
京都市右京区 認知症初期集中支援チーム	〒616-8214 右京区常盤古御所町2番地（京都ならびがおか病院内）	右京区	075-881-2810
京都市西京区 認知症初期集中支援チーム	〒615-8256 西京区山田平尾町17（京都桂病院内）	西京区（洛西含む）	075-392-2848
京都市伏見区 認知症初期集中支援チーム	〒612-8473 伏見区下鳥羽広長町101番地（蘇生会総合病院内）	伏見区（深草・醍醐含む）	075-621-3305

※開設時間は全て平日9時～17時（土日祝、12/29～1/3は休み）

※支援対象者が対象エリアにお住まいであることが要件です。

認知症医療提供体制の強化（認知症疾患医療センター）

地域の認知症疾患の保健医療の推進・向上を図るとともに、認知症医療提供体制の更なる強化を図るため、市民からの認知症相談や外来対応、認知症鑑別診断、かかりつけ医・病院等からの専門医療相談などを行う「京都市認知症疾患医療センター」を指定・設置しています。

専門職の相談員が相談対応をしますので、認知症の症状について知りたいなど、気軽にご相談ください。

<京都市認知症疾患医療センター>

指定医療機関 医療法人三幸会 北山病院

所 在 地 京都市左京区岩倉上蔵町123（センター事務局：北山病院内）

受 付 時 間 平日9時～17時（土日祝、12/29～1/3は休み）

電 話 075-706-5515（直通）

料 金 無料（医療機関の受診や介護保険サービスの利用については、自己負担があります。）

こうれいしゃで 高齢者あんしんお出かけサービス～小型GPS端末機の貸出～

認知症の高齢者等が外出して戻れなくなった場合に、早期に発見できるシステムを利用して事故などを未然に防ぎ、家族が安心して介護できる環境の整備を図ります。

※なお、本サービスには、高齢者等が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負った場合に備える日常生活賠償保険が付帯されています。

内 容 は 認知症の高齢者等が外出して戻れなくなった場合に、対象高齢者等の位置を特定して早期発見し、事故などを未然に防ぐため、小型GPS端末機を貸し出します。

利用 できる の は 認知症により、外出時に戻れなくなるおそれのある高齢者等を、在宅で介護している家族など

利 用 料 金 は 月額1,500円
(令和8年4月1日現在)
※生活保護等を受給されている方については無料。

スマートフォンなどで検索できる【自己検索型】と位置検索センターに電話して端末機の居場所を確認する【問い合わせ検索型】があります。生活スタイルに合わせて端末機を選ぶことができます。



ご相談・お申込みは…

各区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当又は京北出張所保健福祉第一担当
………電話番号▶70・71ページをご覧ください
各高齢サポート(地域包括支援センター) ……電話番号▶72・73ページをご覧ください

みまもりあいステッカー

内 容 は 認知症等により行方不明となった際、身元判明・早期保護の一助となる、衣類や持ち物に貼り付けができる布製の緊急連絡用ステッカーを給付します。

ステッカーにはフリーダイヤルとIDが記載されており、行方不明になった方が保護された際、発見者がステッカーに記載のフリーダイヤルに電話し、IDを入力すると、電話番号を明かさずに発見者とご家族等が直接連絡できます。

利用 できる の は 認知症により、外出時に戻れなくなるおそれのある高齢者等を在宅で介護している家族など

ステッカーと併せて、検索依頼機能を備えたスマートフォン用アプリ「みまもりあいアプリ」の活用がおすすめ! ステッカーやアプリの詳細は二次元コードからご確認ください。



みまもりあいステッカー (見本)

ご相談・お申込みは…

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課 ……075-222-3800へ

認知症による行方不明への“備え”と“対応”

認知症の人が、その症状により、徒歩や交通機関を利用するなどして、行方が分からなくなるケースが増えてきていることから、認知症高齢者の方が外出して戻れなくなった時に備えるために利用できる制度などをまとめた「いなくなる前に いなくなってもできること! ～認知症による行方不明への備えと対応ハンドブック～」を配布しています。

認知症により外出し、戻れなくなることが心配な高齢者について高齢サポート(地域包括支援センター)等に事前に相談・登録でき、行方が分からなくなったときには、地域の関係機関等に発見に必要な情報を提供することができる取組などを含め、いなくなってしまうことへの「備え」といなくなってしまうときの「対応」について、具体的なポイントをまとめています。

家族や大切な人の安心・安全な生活を支えるための参考として
ご活用ください。



【デジタルブック】
いなくなる前に いなくなってもできること!
～認知症による行方不明への備えと対応ハンドブック～



介護保険の対象とならない方への生活支援サービス

介護保険の対象とならないものの、在宅生活を維持するうえで、援助が必要な60歳以上65歳未満の方々に対して、次のようなサービスを提供し、長く住み慣れた地域で生活していただけるよう支援を行っています。

ざいたくせいかつしえん

在宅生活支援ホームヘルプサービス

- 内 容 は** ホームヘルパーを自宅に派遣し、炊事、掃除、洗濯、買物などの家事サービス等を提供する中で、日常生活に対する支援等を行います。
- 利用できるのは** 介護保険に該当しない60歳以上65歳未満の方で、在宅で日常生活を続けるために支援が必要な方
- 利用料金は** 1か月当たり1,259円又は30分当たり118円～207円(身体状況によって異なります。)
(令和8年4月1日現在) ※生活保護を受給されている方については、実費負担を除き、利用料は無料です。

ご相談・お申込みは…

各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当又は京北出張所保健福祉第一担当
……………電話番号▶70・71ページをご覧ください
各高齢サポート(地域包括支援センター) ……電話番号▶72・73ページをご覧ください

介護保険以外の施設サービス

在宅生活に不安のある方のための入所施設で介護保険対象外のサービスです。

ようごろうじん

養護老人ホーム

65歳以上の方で、環境上及び経済的理由により在宅生活が難しい場合に入所できる施設です。入所希望の方の生活状況について調査・検討し、養護が必要であると判断した場合に入所できます。入所後は収入に応じた費用負担で食事や入浴、その他日常生活に必要な介助を受けることができます。
(特定施設入居者生活介護の指定を受けた養護老人ホームにおいては、当該施設が提供する各種の介護サービスを受けることができます。)

ご相談・お申込みは…

各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当又は京北出張所保健福祉第一担当
……………電話番号▶70・71ページをご覧ください

■ 市内の施設一覧掲載ホームページURL

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000150429.html>



けい ひ ろうじん

軽費老人ホーム(ケアハウス)

低額な料金で入所できる施設で、主に食事の提供や入浴等の準備、生活相談、緊急時の対応などのサービスを受けることができます。

一般型 60歳以上(夫婦の場合、どちらか一方が60歳以上)で、身体機能の低下等により、自立した日常生活を営むことや、家庭環境、住宅事情等の生活に不安がある方を対象としています。

介護保険では在宅扱いとなり、支援や介護を必要とする状態になった場合には、外部の事業者と契約し、訪問介護などの居宅系サービスを利用することができます。

ただし、要介護度が高くなるなど、状況によっては特別養護老人ホームなどの他施設へ移っていただく場合があります。

介護型 65歳以上で要支援1以上(地域密着型特定施設入居者生活介護の場合は要介護1以上)の方を対象としています。

介護保険の「特定施設入居者生活介護」の指定を受けているため、施設内で、介護スタッフによる介護サービスを受けることができます。

基本的には、一般型のように要介護度が高くなっても、特別養護老人ホームなどの施設へ移っていただく必要はありません。

ご相談・お申込み・入居に関するお問い合わせは、直接入居希望の施設までお問い合わせください。

■ 市内の施設一覧掲載ホームページURL

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000112073.html>



サービス付き高齢者向け住宅

制度の内容は 手すりの設置や段差の解消などバリアフリーに配慮された高齢者向けの民間賃貸住宅で、日中常駐するケアの専門家が、高齢者に安心して暮らしていただけるよう見守りサービスを提供し、生活上の相談にお応えします。

物件によっては、食事の提供や入浴の介護などのサービスもあります

入居できるのは 単身高齢者、高齢者とその同居人(「高齢者」とは、60歳以上の方又は要介護認定もしくは要支援認定を受けている60歳未満の方をいいます。)

住宅を探すには サービス付き高齢者向け 都市計画局住宅室住宅政策課で「サービス付き高齢者向け住宅登録簿」住宅登録簿の閲覧

インターネット 「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」のホームページで登録住宅の情報を閲覧できます。

ご相談・お申込み・入居に関するお問い合わせは、直接入居希望の施設までお問い合わせください。

■ 市内の施設一覧掲載ホームページURL

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000267748.html>



建物仕様・設備面に
関すること

都市計画局住宅室住宅政策課…………… 075-222-3666へ

運営・サービス面に
関すること

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課 …… 075-222-3802へ

ゆうりょうろうじん

有料老人ホーム

「食事」、「介護」、「家事」、「健康管理」のいずれか(または複数)のサービスを提供する高齢者向けの入居施設です。有料老人ホームには、以下の3種類があります。

介護付有料老人ホーム (特定施設入居者生活介護)

介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合、入居している有料老人ホームが提供する介護サービス(「特定施設入居者生活介護」)を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です。

住宅型有料老人ホーム

生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら当該有料老人ホームの居室での生活を継続することが可能です。

健康型有料老人ホーム

食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合には、契約を解除し退居しなければなりません。

ご相談・お申込み・入居に関するお問い合わせは、直接入居希望の施設までお問い合わせください。また、「介護サービス情報公表システム」等で施設情報を閲覧できます。

■ 市内の施設一覧掲載ホームページURL

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000241189.html>



ゆうりょうろうじん

有料老人ホームの選び方

高齢者が居住し、食事、介護、家事等を提供している施設は有料老人ホームに該当します(特養、他の社会福祉施設を除く)。

施設ごとに、入居一時金の有無や月々の利用料、サービスの内容等は様々です。入居契約に当たっては、必ず施設から重要事項説明書等をもとに説明を受け、利用料金、サービス内容などを比較・検討し、十分に確認・理解したうえで、ご自身の希望にあった施設と契約しましょう。また、体験入居ができる施設もありますので、積極的に利用し、施設の雰囲気、サービスの内容などを実際に見られてから、十分に納得したうえで契約されることをおすすめします。

主なチェック項目

1. 届出

市内の有料老人ホームの設置者は、京都市へ事業の届出をすることが法令により義務づけられています。入居をご検討の際は、届出がされている施設か必ず確認するようにしてください。

2. 重要事項説明書

重要事項説明書には、施設に関する多くの情報が記載されています。施設ごとに様式は異なりますが、記載されている内容はほぼ同じですので、他の施設と比較する際に役立てることができます。なお、有料老人ホーム設置者は法令により、施設に入居する方、入居しようとする方に対して、施設において供与する介護等の内容の情報を開示することが義務づけられています。

社会参加と生きがいづくり いきいきとした生活を応援します

敬老乗車証

敬老乗車証制度は、高齢者の社会参加支援を目的とした福祉施策です。
生活スタイルに応じて、次のどちらかをご選択いただけます。

種類	①フリーパス証	②敬老バス回数券
乗車できる 交通機関	市バス・地下鉄 岩倉・大原地域を運行する京都バス 山科・醍醐地域を運行する京阪バス 京北ふるさとバス 醍醐コミュニティバス ※特定の地域にお住まいの方には、一部の民営バスに利用できる「民営バス敬老乗車証」をあわせて交付します	①共通券 市バスほか民間バス8社の市内路線 ②単独券(近鉄バス) 近鉄バス市内路線 ③単独券(醍醐コミュニティバス) 醍醐コミュニティバス路線
有効期間	1年(10月～翌年9月)	有効期限なし
負担金	所得に応じて年額9,000円～45,000円 ※生活保護受給者等は無料	回数券綴りの金額の半額[年間最大10,000円分] ※生活保護受給者等は無料

利用できるのは 市内在住で、交付開始年齢^(※)に到達し、かつ、合計所得金額700万円未満の方
※令和4年10月から段階的に70歳から75歳へ引き上げ

ご相談・お申込みは…

敬老乗車証交付事務センター 050-5443-6647へ

二条城・動物園・美術館等施設の無料入場

内 容 は 京都市内に住む満70歳以上の方は次の施設に無料で入場していただけます。
各施設の窓口で、住所・氏名・生年月日のわかる公的な証書など[マイナンバーカード、介護保険証、敬老乗車証(敬老バス回数券の場合は、表紙部分)など]を提示してください。

対 象 施 設

- 元離宮二条城[入城料・二の丸御殿観覧料・二条城障壁画 展示収蔵館入館料・本丸御殿観覧料(要事前予約)]
- 京都市動物園
- 京都市京セラ美術館(京都市美術館)、京都市美術館別館[コレクションルーム、一般貸館展のうち主催者の協力が得られた展覧会等]
- 無鄰菴
- 岩倉具視幽棲旧宅
- 旧三井家下鴨別邸
- 京都伝統産業ミュージアム

お問い合わせは…

元離宮二条城 075-841-0096へ
京都市動物園 075-771-0210へ
京都市京セラ美術館(京都市美術館)、京都市美術館別館 075-771-4334へ
無鄰菴 075-771-3909へ
岩倉具視幽棲旧宅 075-781-7984へ
旧三井家下鴨別邸 075-366-4321へ
京都伝統産業ミュージアム 075-762-2670へ

すこやかクラブ^{きょうと ろうじん}京都(老人クラブ)

会員募集中!!

同じ地域に住む、おおむね60歳以上の高齢者が集まり、健康づくり・介護予防活動、友愛活動、奉仕活動等を通じて、「楽しく」「健康」で暮らす取組を行っています。現在、京都市内には、約750のクラブがあり、約39,000人が加入されています。

活 動 は

(1) 趣味・文化活動

グラウンド・ゴルフやペタンク等の各種スポーツ、社交ダンスやコーラス等の文化活動など

(2) 健康づくり・介護予防

体操、ウォーキング、健康づくり教室など

(3) 友愛・ボランティア活動

一人暮らし高齢者や施設への訪問、地域の清掃・美化活動など

費 用 等 会費 年500円～1,200円程度 ※クラブによって異なります

すこやかクラブ京都会員募集中!!

みなさんも仲間といっしょに「楽しく」健康づくりやボランティア活動などに取り組みませんか。興味のある方は、お住まいの地域にあるクラブをご紹介しますので、以下の連絡先までお問い合わせください。

お問い合わせは…

すこやかクラブ京都(京都市老人クラブ連合会)事務局…………… 075-354-8744 へ
すこやかクラブ京都ホームページ URL ▶ <http://kc-roren.sakura.ne.jp>
各区役所・支所健康長寿推進課地域支援担当 ……電話番号 ▶ 70・71 ページをご覧ください

健康長寿^{けんこうちようじゅ}サロン

内 容 は 地域の住民や団体が主体となって、地域の集会所、空き家や商店街の空き店舗等を活用し、高齢者がお一人でも気軽に立ち寄れる通いの場です。
京都市では、サロンの設置や運営に必要な費用の一部を補助しています。
各地域のサロン情報については健康長寿企画課ホームページをご覧ください。



健康長寿サロン

で検索



補助金の概要は

- 1 施設改修費 20万円以内(事前に訪問し、改修箇所を確認します。)
- 2 備品購入費 5万円以内
- 3 運 営 費 1～7万円(実際の活動日数に応じて支給します。)

補助要件は

月2回以上、1回当たり2時間以上の活動を実施していること等
詳しくは、健康長寿企画課のホームページをご確認ください。



健康長寿サロン 補助金

で検索



お問い合わせは…

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課 …… 075-222-3488 へ

こうれいしゃなかま しえんじぎょう 高齢者仲間づくり支援事業

- 内 容 は** 高齢者の趣味や同好のグループの設立や運営に関する相談に応じるとともに、サークル活動に必要な情報を集め、提供します。また、長寿すこやかセンターに登録していただいた高齢者のサークルについては、サークル概要等をホームページで発信しています。
- 利用 できる の は** おおむね60歳以上の方や高齢者のサークル活動に関わる方 ※利用は無料です。

お問い合わせは…

長寿すこやかセンター 075-354-8741 へ

じんざい シルバー人材センター

- 内 容 は** 就業を通して、生きがいの充実や社会参加を図るとともに、働く意欲のある方の労働能力を活用し、追加的収入を得るために、高齢者に適した臨時的、短期的、その他軽易な就業を紹介します。
- 入 会 できる の は** 60歳以上の方(入会説明会に出席された方)
- 入 会 手 順** お住いの行政区の担当事務所で毎週金曜日午前10時から実施^(※)される入会説明会に出席いただいた後、入会手続き(受付時間 午前9時～午前11時30分・午後1時～午後4時30分)を行ってください。
※祝日、その他休日及び12月29日～1月3日を除く

お問い合わせは…

京都市シルバー人材センター
 ・本部(中京区西ノ京東中合町2番地) 075-821-2013 へ
 (中京区、下京区、南区、右京区、西京区にお住まいの方)
 ・東部支部(伏見区醍醐高畑町30番地1 パセオ・ダイゴロー西館2階) 075-575-2575 へ
 (東山区、山科区、伏見区にお住まいの方)
 ・北部支部(北区小山南大野町22番地1) 075-411-0859 へ
 (北区、上京区、左京区にお住まいの方)
 京都市シルバー人材センターホームページURL ▶ <http://www.kyoto-silver.or.jp/>

かつどう ボランティア活動

高齢者を支えるボランティア活動の輪を広げましょう。

- ボランティア活動は** 自分の意思で、お互いの喜びのために、無理なく行うものです。
福祉施設や病院、地域社会などにおいて、手助けを必要とする高齢者や家族に対し、様々な支援活動が行われています。

お問い合わせは…

京都市福祉ボランティアセンター 075-354-8735 へ
 京都ボランティア協会 075-354-8714 へ

この事業は、各区の社会福祉協議会(区ボランティアセンター)でも問い合わせを受け付けています。

■ 各区社会福祉協議会…一覧掲載ホームページURL

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000005112.html>



ち え 知恵シルバーセンター

- 内 容 は** 知恵や経験・技能等をボランティアとして活かしてみたいシニアの団体情報を「知恵シルバーセンター」に登録していただき、その情報をインターネットを通じて広く提供します。また、活動を依頼したい福祉施設や地域の団体からの相談に応じ、活動団体の調整を行います。
- 登録できるのは** 京都市内に活動拠点を置く、おおむね60歳以上の方を主たる構成員とし、団体の持つ知識・特技等を原則無償で提供できる団体
- 依頼できるのは** 京都市内の地域の団体や施設の方(営利、政治、宗教を目的としないこと)
- 利 用 料** 無料(ただし、活動に必要な材料や交通費などの実費は、双方で調整し、依頼者に負担いただく場合があります。)

お問い合わせは…

知恵シルバーセンター(長寿すこやかセンター内) …………… 075-354-8741 へ
(各区社会福祉協議会・各老人福祉センターでも申請・依頼相談を行っております。)

高齢者の福祉の増進を図るため、以下の施設を設置しています。

	ろうじんふくし 老人福祉センター	ろうじん ほ いう 老人保養センター 伏見区石田西ノ坪町1-2	く た 久多いきいきセンター 左京区久多下の町203
内 容	健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための場所や機会の提供 生活・健康などの相談	保養、集会及びレクリエーションのための場所や機会の提供 身体機能を維持するための訓練の実施 生活・健康に関する相談	健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための場所や機会の提供 健康づくりや地域福祉活動の実施
利用できる方	60歳以上の方	60歳以上の方	60歳以上の方
開 所 時 間	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時 (入浴時間は午前9時～午後3時まで)	午前9時～午後5時
休 所 日	日曜日、祝日、振替休日、 12月29日～1月3日	12月27日～1月5日	土・日曜日、祝日、振替休日、 12月29日～1月3日 ※積雪等のため休所する場合があります。
利 用 料	無料	利用料1人1回250円 (団体30人以上の場合は1人1回100円)	無料
問い合わせ先	各老人福祉センター ※	075-571-7500	075-748-2775



※下記のホームページをご覧ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000287683.html>

ち い き さ さ あ か つ ど う そ う し ゅ つ し ゃ ゅ う せ い か つ し え ん た い せ い せ い び し ゃ ゅ う 地域支え合い活動創出事業(生活支援体制整備事業)

京都市では、地域の住民団体、ボランティア団体や民間企業等の多様な主体が協力し合い、介護保険や医療保険といった制度では対応できない多様な生活支援ニーズに応える支え合いの地域づくりを進めています。

「みんなが気軽に集える居場所を作りたいな…」
「地域で何か役立てることはないかな?」など、地域での支え合いの仕組みづくりについて「地域支え合い活動創出コーディネーター※」と一緒に考えてみませんか。ご自身の力を「支え合い」に活かしたい方、これからボランティアを始めてみたい方など、お気軽にご相談ください。

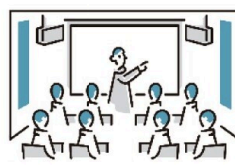
※地域で高齢者を支えていくために必要な生活支援サービスの創出や担い手の養成、ネットワークの構築を目的として各区社会福祉協議会に配置しています。



情報発信



つながりづくり・話し合う場づくり



入門講座の開催



新たな取組創出に向けた支援

お問い合わせは…

各区地域支え合い活動創出事業コーディネーター
コーディネーターを配置している各区社会福祉協議会(京北事務所を除く)

■ 各区社会福祉協議会…一覧掲載ホームページURL

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000005112.html>



ねんきんせいど 年金制度

国民年金制度とは、老齢・障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、それによって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的として作られた制度です。

老齢基礎年金

国民年金保険料を納めた期間等が原則として10年以上ある人が、65歳になってから受けられます。

老齢厚生年金

厚生年金の被保険者期間があって、老齢基礎年金を受けるのに必要な資格期間を満たした方が65歳になったときに、老齢基礎年金に上乗せして老齢厚生年金が支給されます。ただし、当分の間は、60歳以上で、次の条件(①老齢基礎年金を受けるのに必要な資格期間を満たしている、②厚生年金の被保険者期間が1年以上ある)を満たす方には、65歳になるまで、特別支給の老齢厚生年金が支給されます。

※60歳から65歳までの特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢は、生年月日により異なりますので、下記の各年金事務所までお問い合わせください。

※その他、年金給付には、病気やけがで障害が残ったときに受けられる年金や遺族が受けられる年金があります。詳しくは、年金事務所や区役所・支所の市民総合窓口室(保険年金担当)、京北出張所保健福祉第一担当にご相談ください。

年金の相談

●加入していた年金制度によって相談先が異なります。

加入していた年金制度	相談先
国民年金第1号被保険者期間のみの方	お住まいの区の区役所・支所の市民総合窓口室(保険年金担当)、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当、又は年金事務所、年金相談センター
国民年金第3号被保険者期間のある方	年金事務所、年金相談センター
国民年金と厚生年金に加入していた方	
厚生年金に加入していた方	

※日本年金機構ねんきんダイヤル 0570-05-1165 050で始まる電話は 03-6700-1165

年金事務所の所在

名 称	住 所	担当地域	電 話
上京年金事務所	〒603-8522 北区小山西花池町1-1 サンシャインビル2-3階	北区・上京区・左京区	075-415-1165
中京年金事務所	〒604-0902 中京区土土町通竹屋町下る 鈴田町287	中京区・東山区・山科区	075-251-1165
下京年金事務所	〒600-8154 下京区間之町通下珠数屋町上る 榎木町308	下京区・南区	075-341-1165
京都南年金事務所	〒612-8558 伏見区竹田七瀬川町8-1	伏見区・宇治市・城陽市・八幡市・京田辺市・木津川市・久世郡・綴喜郡・相楽郡	075-644-1165
京都西年金事務所	〒615-8511 右京区西京極南大入町81	右京区・西京区・亀岡市・向日市・長岡京市・南丹市・乙訓郡・船井郡	075-323-1170

各区役所・支所市民総合窓口室(保険年金担当)又は京北出張所保健福祉第一担当

..... 電話番号▶70・71ページをご覧ください

障害者控除対象者認定書の発行

内 容 は 障害者手帳をお持ちでない方でも、介護保険の要介護認定を受けられた65歳以上の方で、「寝たきり状態にある高齢者」や「認知症のある高齢者」等、身体障害者手帳及び療育手帳をお持ちである方と同程度の状態にあると認められる方は、申請に基づき福祉事務所長が発行する「障害者控除対象者認定書」により税の控除を受けることができます。

お問い合わせは…

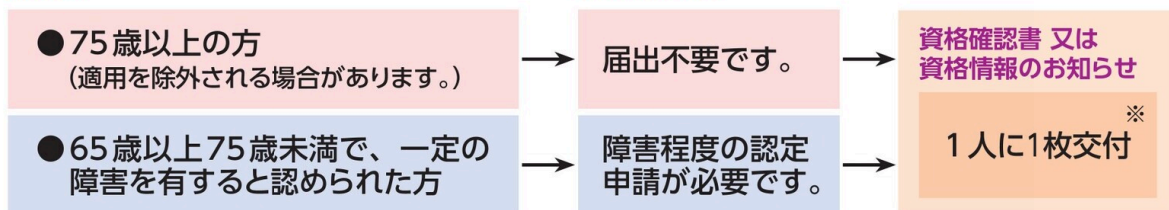
各区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当又は京北出張所保健福祉第一担当
……電話番号▶70・71ページをご覧ください

高齢者の医療制度

後期高齢者医療制度

加入者

加入等手続き



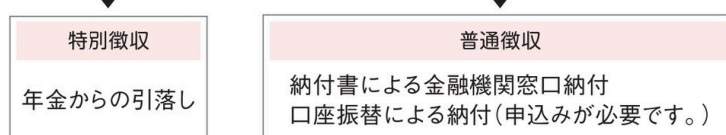
※原則マイナ保険証をお持ちの方は「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証による資格確認を受けることができない状況の方は「資格確認書」を交付します。ただし、令和9年7月31日までの間は、国の方針により暫定的な運用を行う場合があります。

保険料【令和8、9年度】

	均等割	+	所得割
医療分	59,590円(※)	+	(総所得金額等－基礎控除額)×10.15%
子ども分	1,350円	+	(総所得金額等－基礎控除額)×0.25%
保険料	上記の合計額 上限 [医療分：85万円、子ども分：2.1万円]		

※所得の低い方は、世帯(被保険者全員と世帯主)の所得に応じて、保険料の均等割額の軽減措置があります。

保険料の納付方法



療養の給付と負担割合

病気やケガをしたときは、医療機関等に一部負担金(1割～3割)を支払い、治療を受けます。

①入院時の食事代等	入院した場合は食事代（療養病床の場合は食事代と居住費）の標準負担額を支払うことで、食事療養等が受けられます。
②訪問看護療養費	在宅医療を受ける必要があると医師が認めたときは、費用の一部を負担するだけで訪問看護ステーションを利用できます。
③療養費	やむを得ず保険証を提示できずに医療機関に医療費の全額を支払ったとき等は、一部負担金を除いた額（療養費）が支給されます。
④移送費	傷病により、移動不能な患者を、傷病の治療が行える医療機関へ緊急移送した場合で、緊急やむを得ないと後期高齢者医療広域連合が認めたときに、支給されます（通院や患者等都合による転院は非該当）。
⑤高額療養費	1か月間に医療機関等へ支払った一部負担金が、一定の額を超える場合に支給されます。
⑥高額介護合算療養費	後期高齢者医療の一部負担金と、介護サービス利用負担金の合計が一定の額を超えた場合に支給されます（算定期間は、8月～翌7月の1年間）。
⑦葬祭費	被保険者がお亡くなりになったときに、葬祭を行った方に支給されます。
①は市民税非課税世帯の場合、食事代の減額制度があるので事前に申請してください。 ②～⑦に関する問合せは、京都市国保・後期医療給付事務センターにお問い合わせください。	
連絡先は 70・71 ページをご覧ください	

京都市の福祉医療制度

重度心身障害者医療費支給制度・重度障害老人健康管理費制度

右の①～⑤のいずれかに該当する方が保険による医療を受けるときは、一部負担金（食事代・居住費等は除く。）を助成します（所得制限あり。75歳未満の健康保険加入者は重度心身障害者医療費支給制度、65歳以上の後期高齢者医療被保険者は重度障害老人健康管理費支給制度の対象です。）。

老人医療費支給制度

医療保険に加入している65歳以上70歳未満で、所得税が課せられていない世帯の方[※]は、一部負担金が2割（一定以上所得者世帯の方は3割）で医療を受けられます。

また、医療機関窓口で支払った一部負担金が自己負担限度額を超えたときは、申請によりその超えた額が後日支給されます（領収書などが必要です。）。

入院時の食事代等は支給対象外です。

※所得判定については、別住所であっても配偶者や生計維持関係にある方は、判定の対象となります。

- ① 1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている方
- ② 知能指数が35以下と判定された方（療育手帳A判定）
- ③ 3級の身体障害者手帳の交付を受けている方で、かつ、知能指数が50以下と判定された方（療育手帳A判定相当）
- ④ 1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ⑤ 2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、かつ、次のいずれかに該当する方
 - ・直近の認定で1級から2級に変更になった。
 - ・3級の身体障害者手帳の交付を受けている。
 - ・知能指数が50以下と判定された。

ご相談・お申込みは…

各特例制度・支給制度の適用を受けるには、あらかじめ申請をして受給者証などの交付を受ける必要があります。

後期高齢者医療制度・重度障害老人健康管理費支給制度は、
各区役所・支所市民総合窓口室（保険年金担当）、京北出張所保健福祉第一担当

老人医療費支給制度は、
各区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北出張所保健福祉第一担当

重度心身障害者医療費支給制度は、
各区役所・支所障害保健福祉課、京北出張所保健福祉第一担当

……………電話番号▶70・71 ページをご覧ください

すまいの相談

京 安心すまいセンターにおいて、すまいに関する様々なご相談に、電話や面談で対応します。また、不動産売買、住宅のリフォーム工事などの事業者選び、すまい探しなど個々の相談者に応じたアドバイスを行っています。

一般相談… すまいに関する一般的な相談に、電話や面談で応じます。

(ご来館の場合は事前にご連絡ください。)

専門相談… 専門的な知識が必要な相談(建築、法律、不動産、分譲マンション)に、専門家が面談で応じます。

(事前予約制、日曜日に実施)

※開催日、時間などは分野により異なります。

お問い合わせ・
ご相談・お申込みは…

京 安心すまいセンター …………… TEL:075-744-1635 FAX:075-744-1637
受付時間:休館日(毎週水曜日、毎月第3火曜日、祝日、年末年始)を除く午前9時半から午後5時まで
場 所:〒600-8127 京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1
ひと・まち交流館京都 地下1階
【バス】市バス4、7、205系統「河原町正面」
【電車】京阪電車「清水五条」駅徒歩8分、地下鉄烏丸線「五条」駅徒歩10分

居住支援法人

制 度 の 内 容 は 高齢者等の住宅の確保に配慮が必要な方が、民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、住宅情報の提供・相談、見守りなどを行う京都府指定の法人です。

高齢者等がご自身で賃貸住宅を探すのが難しいときに、相談をすることができます。

相 談 先 を 探 す に は 京都市すこやか住宅ネット(<https://www.kyoto-sjn.jp/supporter/list>)で居住支援法人を探することができます。

お問い合わせは…

インターネットを使うことができないなど、相談先を探すのが難しい方は、
京 安心すまいセンター(京都市すこやか住宅ネット事務局)…………… 075-744-1315へ

居住安定援助賃貸住宅(居住サポート住宅)

制 度 の 内 容 は 高齢者等の住宅の確保に配慮が必要な方が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、居住支援法人等が大家と連携し、(1)日常の安否確認、(2)訪問等による見守り、(3)生活・心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎなどを行う住宅です。

住 宅 を 探 す に は 「居住サポート住宅情報提供システム」のホームページ(<http://support-jutaku.mlit.go.jp/guest/index.php>)で「認定住宅」を閲覧できます。

お問い合わせは…

「居住サポート住宅情報提供システム」から、
入居を希望される住宅の「入居に関する問い合わせ先」に直接お問い合わせください。

すこやか賃貸住宅・すこやか賃貸住宅協力店

- 制度の内容は** 高齢や障害があること等を理由に入居を拒まない賃貸住宅(すこやか賃貸住宅)と高齢者や障害者等のすまい探しに協力いただく仲介業者(すこやか賃貸住宅協力店)です。
- 入居できるのは** すまいの確保にお困りの高齢者・障害者等
高齢や障害等を理由に入居を拒まれることはありませんが、家賃を支払うことができ、原則、自立した生活を営める方が対象です。
- 住宅や協力店を探すには** 情報提供窓口 各高齢サポート窓口及び京安心すまいセンター
インターネットでの検索 京都市すこやか住宅ネットのホームページ
(<https://www.kyoto-sjn.jp/>)で、「すこやか賃貸住宅」及び「すこやか賃貸住宅協力店」を検索することができます。

お問い合わせは…

京安心すまいセンター(京都市すこやか住宅ネット事務局)…………… 075-744-1315へ

高齢者すまい・生活支援事業

- 制度の内容は** 空き家等を活用し、実施地域内の低廉な民間賃貸住宅への入居支援等と、社会福祉法人による定期的な安否確認等のサービスを一体的に提供する事業です。
- 対象となる方は** おおむね65歳以上の一人暮らしの方等で、地域での継続的な生活の確保に向けて見守り・生活相談等の支援を必要としていて、住み替えを希望している方
- 利用料について** 家賃・共益費等の他、以下の見守りサービス利用料が別途必要です。

区分	利用料(月額)
生活保護・本人市民税非課税	0円
本人市民税課税	1,500円

※家賃・共益費等は別途必要です。

お問い合わせは…

実施地域		法人名	拠点施設	電話番号
区	学区			
北 区	楽只、柏野、紫野	(福)京都福祉サービス協会	高齢者福祉施設 紫野	075-494-3346
	紫竹、大宮、待鳳	(福)リガーレ暮らしの架け橋	地域密着型総合ケアセンター きたおおじ	075-366-8025
上京区	翔鸞、乾隆、嘉楽、正親	(福)北野健寿会	特別養護老人ホーム 西陣憩いの郷	075-431-1513
左京区	全域	(福)市原寮	市原寮	075-741-2102
東山区	清水、六原、修道、貞教、一橋、月輪、今熊野	(福)洛東園	洛東園	075-561-1171
山科区	全域	(福)同和園	同和園	075-571-0010
南 区	祥栄、吉祥院、祥豊、唐橋	(福)清和園	特別養護老人ホーム 吉祥ホーム	075-682-8152
	山王、九条、九条弘道、九条塔南、陶化、東和、上鳥羽	(福)こころの家族	特別養護老人ホーム 故郷の家・京都	075-691-4448
右京区	水尾、宕陰、嵯峨、広沢、高雄、宇多野、御室、花園	(福)健光園	高齢者福祉総合施設 健光園	075-881-0403
	嵐山、嵯峨野、常盤野、太秦、南太秦	(福)嵐山寮	嵐山寮	075-366-3603
伏見区	稲荷、砂川、藤ノ森、藤城、深草、板橋、住吉、桃山、竹田	(福)京都老人福祉協会	京都老人ホーム	075-641-6622
	久我、久我の杜、羽束師、横大路	(福)京都福祉サービス協会	高齢者福祉施設 久我の杜	075-931-8001
	北醍醐、醍醐西、醍醐、池田、池田東	(福)同和園	同和園	075-571-0010

ご注意
ください

とくしゅさぎひがいたはつ 京都市内で特殊詐欺被害が多発!

被害に遭わないために簡単にできることから対策を
始めてみませんか

- ・普段から家族で連絡を取り合うなど日頃から「家族の絆」を深めましょう!
- ・防犯機能(警告メッセージ、通話録音等)付き電話機で詐欺電話を撃退!
家の電話を常に留守電にしておくのも効果的!



京都市安心安全キャラクター
「くらしあんぜんくん・くらしあんしんくん」

会話の中で次のキーワードが出れば、それは詐欺!!

オレオレ詐欺のキーワード	キャッシュカード詐欺盗のキーワード
ニセの警察官が電話で 「逮捕状が出ている。調査のためにお金を振り込んで」 電話を切って家族や警察に連絡しましょう	「あなたのキャッシュカードが悪用されている」 「封筒で保管(新しいカードに交換)が必要」 暗証番号を教えないでください キャッシュカードを渡さないでください
還付金詐欺のキーワード	架空料金請求詐欺のキーワード
「保険料、医療費の還付金がある」 「今日中にATMで手続きが必要」 ATMを使った還付手続きはありません	「有料コンテンツの利用料が未払になっている」 「95%が返金されるので本日中に支払いを」 契約も成立していないので支払義務はありません 身に覚えのない支払に応じる必要はありません

電話でのお金の
要求は詐欺!!

国際電話番号による特殊詐欺も急増中!
不審な電話には要注意!

特殊詐欺に関するお問い合わせ

京都府警察本部刑事部捜査第四課特殊詐欺対策室 075-451-9111
文化市民局文化市民部くらし安全推進課 075-222-3193

消費生活総合センター

中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町 521 中京区総合庁舎 3 階

市民の皆様からの消費生活に関するご相談や出前講座等による消費者啓発を行っています。

悪質商法から身を守るための6つの心得

①簡単にドアを開けない。電話は留守電に
知らない人の訪問、電話は相手を確認してから出る。

②うまい儲け話はまず疑う
甘い言葉で勧誘してくる人に注意。

③個人情報教えない
名前、住所、電話番号、家族構成、預貯金額、
クレジットカードの暗証番号などを教えない。

④契約は慎重に
署名や押印は相手の説明に納得した後で。契約書は必ず受け取る。

⑤要らないときは「要りません」とキッパリ断る
「結構です。」「いいです。」といったあいまいな言葉は使わない。

⑥「おかしいな?」と思ったら相談を
契約で困ったときは、家族や消費生活総合センターに相談する。

消費生活相談



平日

土・日・祝・休日

消費生活総合センター [無料]

[相談受付時間: 午前9時~午後5時] 075-366-1319

独立行政法人 国民生活センター (電話相談のみ) [無料] ※年末年始除く

[相談受付時間: 午前10時~午後4時] 消費者ホットライン 188 (局番なし)

出前講座 [無料] 075-366-2250

消費生活専門相談員等を派遣し、「悪質商法の手口や対処法」などについて、分かりやすく説明します。
町内会などの地域の集まり等でご活用ください。

相談先・ 施設一覧

困ったこと、
わからないことは、
まずお気軽に
ご相談を

介護保険事業者情報については、この冊子に掲載している他、事業者情報をまとめた介護サービス事業者ガイドブック「ハートページ」をご覧ください。その他、参考となる情報を35ページで紹介しています。

くじょうそうだんまどぐち 苦情相談窓口は？

介護保険について、困ったことや相談したいことがあるときは、身近な窓口へご相談ください。
サービス内容への苦情については、サービス事業者自身も適切な対応をすることになっています。

区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当 京北出張所保健福祉第一担当

(電話番号は70・71ページをご覧ください。)

介護保険制度全般についての相談を受け付けています。
お気軽にご相談ください。

京都府国民健康保険団体連合会

〒600-8411 京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620
COCON烏丸内 TEL 075-354-9090

サービス内容について苦情があるときは、京都府国民健康保険団体連合会へ申し立てることができます。利用者や家族からの苦情申立に基づき、事業者のサービスの質の向上等を目的として、個別の案件について調査・指導・助言を行います。

京都府介護保険審査会

- ・京都市（保険者）が行った要介護認定に関する処分や保険料の賦課・徴収などに関する処分について不服があるときは、京都府に設置された京都府介護保険審査会に審査請求することができます。
- ・審査請求は、要介護認定の結果通知など処分の内容を知った日の翌日から3か月以内に行う必要があります。
- ・手続は、お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当でも行うことができます。

介護認定・給付・サービスに関する問合せ先

京都市介護認定給付事務センター

〒604-8101 中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビルディング2階

TEL 075-708-7711

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度に係る給付業務に関する問合せ先

京都市国保・後期医療給付事務センター

〒612-8518 ※専用郵便番号のため、郵便番号と宛名のみで届きます。

TEL 075-606-8929

区役所・支所

	名 称		電 話	〒	所在地
北区役所 050-1726-1065 (代)	健康長寿推進課	健康長寿推進担当	075-432-1438	603-8511	北区紫野東御所田町 33-1 (北区総合庁舎内)
		地域支援担当	075-432-1306		
		高齢介護保険担当	075-432-1364		
	生活福祉課		075-432-1309	603-8165	北区紫野西御所田町 56 (北区総合庁舎西庁舎内)
	障害保健福祉課		075-432-1285		
	市民総合窓口室(保険年金担当)		050-1726-5236		
上京区役所 050-1725-6605 (代)	健康長寿推進課	健康長寿推進担当	075-441-2872	602-8511	上京区今出川通室町西入 堀出シ町 285 (上京区総合庁舎内)
		地域支援担当	075-441-2871		
		高齢介護保険担当	075-441-5106		
	生活福祉課		075-441-5102		
	障害保健福祉課		075-441-5121		
	市民総合窓口室(保険年金担当)		050-1721-8733		
左京区役所 050-1722-5561 (代)	健康長寿推進課	健康長寿推進担当	075-702-1219	606-8511	左京区松ヶ崎堂ノ上町 7-2 (左京区総合庁舎内)
		地域支援担当	075-702-1064		
		高齢介護保険担当	075-702-1069		
	生活福祉課		075-702-1065		
	障害保健福祉課		075-702-1131		
	市民総合窓口室(保険年金担当)		050-1721-4750		
中京区役所 050-1725-4402 (代)	健康長寿推進課	健康長寿推進担当	075-812-2544	604-8588	中京区西堀川通御池下る 西三坊堀川町 521 (中京区総合庁舎内)
		地域支援担当	075-812-2534		
		高齢介護保険担当	075-812-2566		
	生活福祉課		075-812-2531		
	障害保健福祉課		075-812-2594		
	市民総合窓口室(保険年金担当)		050-1721-8104		
東山区役所 050-1725-5019 (代)	健康長寿推進課	健康長寿推進担当	075-561-9128	605-8511	東山区清水5丁目 130-6 (東山区総合庁舎北館内)
		地域支援担当	075-561-9127	605-0862	東山区清水5丁目 130-8 (東山区総合庁舎南館内)
		高齢介護保険担当	075-561-9187		
	生活福祉課		075-561-9181	605-8511	東山区清水5丁目 130-6 (東山区総合庁舎北館内)
	障害保健福祉課		075-561-9130		
	市民総合窓口室(保険年金担当)		050-1725-9836		
山科区役所 050-1725-6556 (代)	健康長寿推進課	健康長寿推進担当	075-592-3222	607-8511	山科区栂辻池尻町 14-2 (山科区総合庁舎内)
		地域支援担当	075-592-3214		
		高齢介護保険担当	075-592-3290		
	生活福祉課		075-592-3215		
	障害保健福祉課		075-592-3479		
	市民総合窓口室(保険年金担当)		050-1725-2097		

	名 称		電 話	〒 所在地
下京区役所 050-1725-4528 (代)	健康長寿推進課	健康長寿推進担当	075-371-7292	600-8588 下京区西洞院通塩小路上る 東塩小路町608-8 (下京区総合庁舎内)
		地域支援担当	075-371-7214	
		高齢介護保険担当	075-371-7228	
	生活福祉課		075-371-7215	
	障害保健福祉課		075-371-7217	
	市民総合窓口室(保険年金担当)		050-1721-5106	
南区役所 050-1726-0378 (代)	健康長寿推進課	健康長寿推進担当	075-681-3573	601-8511 南区西九条南田町1-3 (南区総合庁舎内)
		地域支援担当	075-681-3167	
		高齢介護保険担当	075-681-3296	
	生活福祉課		075-681-3168	601-8441 南区西九条南田町1-2
	障害保健福祉課		075-681-3282	
	市民総合窓口室(保険年金担当)		050-1721-8714	601-8511 南区西九条南田町1-3 (南区総合庁舎内)
右京区役所 050-1722-7559 (代)	健康長寿推進課	健康長寿推進担当	075-861-2177	616-8511 右京区太秦下刑部町12 (SANSO 右京 右京区総合庁舎内)
		地域支援担当	075-861-1404	
		高齢介護保険担当	075-861-1416	
	生活福祉課		075-861-1410	
	障害保健福祉課		075-861-1451	
	市民総合窓口室(保険年金担当)		050-1724-1807	
右京区役所京北出張所 ※京北地域にお住まいの方 852-0300 (代)	保健福祉第一担当		075-852-1815	601-0292 右京区京北周山町 上寺田1-1
	保健福祉第二担当		075-852-1816	
西京区役所 050-1726-0257 (代)	健康長寿推進課	健康長寿推進担当	075-381-7643	615-8522 西京区上桂森下町25-1 (西京区総合庁舎内)
		地域支援担当	075-748-9092	
		高齢介護保険担当	075-381-7638	
	生活福祉課		075-381-7642	
	障害保健福祉課		075-381-7666	
	市民総合窓口室(保険年金担当)		050-1721-8572	
洛西支所 050-1725-8973 (代)	健康長寿推進課	健康長寿推進担当	075-332-8140	610-1198 西京区大原野東境谷町 2丁目1-2 (洛西総合庁舎内)
		地域支援担当	075-323-7245	
		高齢介護保険担当	075-332-9274	
	生活福祉課		075-332-9194	
	障害保健福祉課		075-332-9275	
	市民総合窓口室(保険年金担当)		050-1807-1570	
伏見区役所 050-1722-5740 (代)	健康長寿推進課	健康長寿推進担当	075-611-1162	612-8511 伏見区鷹匠町39-2 (伏見区総合庁舎内)
		地域支援担当	075-611-2268	
		高齢介護保険担当	075-611-2278	
	生活福祉課		075-611-2269	
	障害保健福祉課		075-611-2392	
	市民総合窓口室(保険年金担当)		050-1721-9584	
深草支所 050-1722-1832 (代)	健康長寿推進課	健康長寿推進担当	075-642-3876	612-0861 伏見区深草向畑町93-1 (深草総合庁舎内)
		地域支援担当	075-642-3494	
		高齢介護保険担当	075-642-3603	
	生活福祉課		075-642-3493	
	障害保健福祉課		075-642-3574	
	市民総合窓口室(保険年金担当)		050-1808-0379	
醍醐支所 050-1722-4895 (代)	健康長寿推進課	健康長寿推進担当	075-571-6747	601-1366 伏見区醍醐大構町28 (醍醐総合庁舎内)
		地域支援担当	075-571-6144	
		高齢介護保険担当	075-571-6471	
	生活福祉課		075-571-6199	
	障害保健福祉課		075-571-6372	
	市民総合窓口室(保険年金担当)		050-1720-0871	



高齢サポート(地域包括支援センター)

▶4ページもご覧ください

高齢サポート名	〒	所在地	担当地域(学区)	電 話	FAX番号
原 谷	603-8345	北区平野八丁柳町66-3	小野郷、中川、鷹峯、金閣、衣笠、大將軍	075-463-1686	075-467-9636
紫 竹	603-8206	北区紫竹西南町65-34	大宮、紫竹、待鳳	075-495-6638	075-495-6660
鳳 徳	603-8145	北区小山堀池町10 レスポアール紫明102	鳳徳、紫明、出雲路	075-223-3511	075-223-3512
柊 野	603-8033	北区上賀茂馬ノ目町10-1	雲ヶ畑、柊野、上賀茂、元町	075-712-8621	075-711-2880
紫 野	603-8233	北区紫野西野町15	楽只、柏野、紫野	075-494-3346	075-493-5699
乾 隆	602-8304	上京区千本通上立売上る作庵町504	乾隆、嘉楽、正親、翔鷹	075-432-8677	075-432-8128
小 川	602-0951	上京区小川通今出川下る 西入東今町375	待賢、小川、中立、滋野、京極、春日	075-415-8866	075-415-8841
仁 和	602-8377	上京区御前通一条下る東堅町132-1	仁和、出水	075-465-7500	075-465-7522
成 逸	602-0074	上京区堀川通寺之内上る2丁目 下天神町650-1	室町、成逸、西陣、桃菌、聚楽	075-415-8770	075-415-8778
大 原	601-1245	左京区大原戸寺町380	久多、大原、八瀬、上高野、松ヶ崎	075-744-4055	075-744-3162
左京南	606-8384	左京区川端通夷川上る新生洲町97	吉田、聖護院、川東、新洞、岡崎	075-771-6300	075-771-6299
左京北	606-0812	左京区下鴨上川原町62	広河原、花脊、鞍馬、静市、葵、下鴨	075-706-7280	075-703-1520
岩 倉	606-0025	左京区岩倉中町403	岩倉北、岩倉明德、岩倉南	075-723-0800	075-723-0802
修学院	606-8001	左京区山端柳ヶ坪町18	修学院第一、修学院第二	075-723-8077	075-723-9272
白 川	606-8414	左京区浄土寺真如町162-5 アンソレイユ真如堂101号室	北白川、浄楽、錦林東山	075-762-5510	075-762-5525
高 野	606-8101	左京区高野蓼原町47-5	養徳、養正	075-724-0397	075-706-1040
朱 雀	604-8805	中京区壬生馬場町14-11	教業、朱雀第一、朱雀第二、朱雀第六	075-801-1384	075-801-1385
西ノ京	604-8437	中京区西ノ京東中合町2	朱雀第四、朱雀第五、朱雀第八	075-841-0883	075-803-0623
本 能	604-8231	中京区蛸薬師通油小路東入 元本能寺南町346	城巽、本能、乾、朱雀第三、朱雀第七	075-254-0021	075-253-6253
御 池	604-0954	中京区御池通柳馬場東入 東八幡町579	銅駝、立誠、富有、柳池、生祥、竹間、 初音、日彰、梅屋、龍池、明倫	075-257-5810	075-257-5812
洛 東	605-0981	東山区本町15丁目794	今熊野、一橋、月輪	075-561-1356	075-561-1359
東 山	605-0875	東山区渋谷通本町東入4丁目 鐘鑄町415-4	清水、六原、修道、貞教	075-541-6171	075-541-6104
栗 田	605-0028	東山区三条通古川町東入分木町80-2	有濟、栗田、弥栄、新道	075-761-8010	075-761-8612
音 羽	607-8062	山科区音羽珍事町1-1 双葉ビル101	音羽、音羽川、大塚	075-595-8139	075-593-4139
山 階	607-8086	山科区竹鼻四丁野町19-4	安朱、山階、西野	075-583-5833	075-583-5835
勸 修	607-8203	山科区栗栖野打越町17	山階南、百々、勸修	075-595-7736	075-595-7739
大 宅	607-8179	山科区大宅御所田町115-1	大宅、小野	075-572-6660	075-575-5055
日ノ岡	607-8493	山科区日ノ岡朝田町50-7	陵ヶ岡、鏡山	075-595-5575	075-582-6087
下京西部	600-8876	下京区西七条南中野町41-1	大内、七条、西大路	075-326-3639	075-326-3647
下京中部	600-8233	下京区西洞院通塩小路上る 北不動堂町573	格致、醒泉、植柳、安寧、梅逕	075-361-2141	075-361-2145
下京東部	600-8207	下京区上之町9-3 うるおい館2階	有隣、稚松、皆山、菊浜、崇仁	075-342-2698	075-371-1029
修 徳	600-8449	下京区新町通松原下る富永町110-1	永松、開智、豊園、成徳、修徳、尚徳	075-351-2153	075-351-4079
島 原	600-8825	下京区西新屋敷中之町103-2	郁文、淳風、光徳、七条第三	075-351-4850	075-351-4820
東九条	601-8005	南区東九条西岩本町1-1	山王、九条、九条弘道、九条塔南、 梅逕、東梅逕	075-662-3009	075-692-4930
久 世	601-8203	南区久世築山町328	祥栄、久世	075-933-5787	075-933-5702
陶 化	601-8024	南区東九条東札辻町6-1	陶化、東和、上鳥羽	075-671-2343	075-671-2333
唐 橋	601-8453	南区唐橋羅城門町38 マム・スクエア内1階	南大内、唐橋、祥豊、吉祥院	075-694-6222	075-694-6670
嵯 峨	616-8417	右京区嵯峨大覚寺門前六道町12	水尾、右陰、嵯峨、広沢	075-873-3085	075-873-3095
花 園	616-8031	右京区花園鷹司町1-1 高齢者福祉総合施設はなぞの内	高雄、宇多野、御室、花園	075-466-2711	075-466-2722

高齢サポート名	〒	所在地	担当地域(学区)	電 話	FAX番号
嵐 山	616-8312	右京区嵯峨野清水町20 中川マンション103	嵐山、嵯峨野	075-871-0200	075-865-0115
梅 津	615-0924	右京区梅津尻溝町28	北梅津、梅津	075-862-5171	075-862-5109
常磐野	616-8218	右京区常盤出口町5	常磐野、太秦、南太秦	075-873-3156	075-873-3157
西 院	615-0001	右京区西院上今田町18-3	安井、山ノ内、西院第一、西院第二	075-812-6712	075-812-6776
京 北	601-0251	右京区京北周山町馬場瀬10-4	京北第一、京北第二、京北第三	075-852-5222	075-852-0100
葛 野	615-0882	右京区西京極葛野町3	葛野、西京極、西京極西	075-322-2236	075-322-2244
西京北部	615-8283	西京区松尾井戸町36	嵐山東、松尾、松陽	075-392-7817	075-392-1382
桂 川	615-8033	西京区下津林東大般若町32	桂徳、桂東、川岡、川岡東	075-391-1772	075-391-1801
西京南部	615-8158	西京区榎原秤谷町21-2	桂川、桂、榎原	075-382-1127	075-382-0545
沓 掛	610-1101	西京区大枝北沓掛町1-3-1	桂坂、大枝、新林、福西	075-335-2201	075-335-2308
境 谷	610-1106	西京区大枝沓掛町13-222	境谷、竹の里、大原野	075-331-8781	075-331-8763
下鳥羽	612-8208	伏見区下鳥羽但馬町150	下鳥羽、板橋、南浜	075-604-5011	075-604-5022
久我の杜	612-8494	伏見区久我東町202-6	久我、久我の杜、羽束師、横大路	075-931-8024	075-931-8025
向 島	612-8154	伏見区向島津田町102-5 OSA32 1階	向島、向島藤ノ木、向島二ノ丸、 向島二ノ丸北、向島南	075-622-8845	075-622-8867
東高瀬川	612-8372	伏見区北端町44-7	竹田、住吉	075-622-7745	075-604-5327
淀	613-0916	伏見区淀美豆町1055	納所、淀、美豆（淀南）	075-633-6557	075-633-6558
桃 山	612-8036	伏見区桃山町立売1-6	桃山、桃山東、桃山南	075-605-4707	075-605-4708
深草北部	612-0012	伏見区深草一ノ坪町40-6	稲荷、砂川	075-641-2544	075-641-2545
深草南部	612-0045	伏見区深草石橋町18-1	藤ノ森、藤城	075-641-9301	075-641-9302
深草中部	612-0028	伏見区深草飯食町839-3 グラン・レガロ藤森駅前1階	深草	075-642-5155	075-642-5154
醍醐南部	601-1434	伏見区石田森南町9	小栗栖、小栗栖宮山、石田、春日野、日野	075-572-6572	075-575-4738
醍醐北部	601-1366	伏見区醍醐大構町28-3 サンフラワー醍醐1階	北醍醐、醍醐西、醍醐、池田、池田東	075-571-3560	075-571-3570

地域介護予防推進センター

▶ 39ページもご覧ください

センター名	〒	所在地	担当地域	電 話	FAX番号
京都市北区地域介護予防推進センター	603-8465	北区鷹峯土井町54	北 区	075-494-0323	075-495-2161
京都市上京区地域介護予防推進センター	602-0951	上京区小川通一条上る 革堂町586番地4	上京区	075-417-4707	075-417-0355
京都市左京区地域介護予防推進センター	606-8081	左京区修学院大林町3-3	左京区	075-707-2730	075-707-2740
京都市中京区地域介護予防推進センター	604-8402	中京区聚楽廻西町186	中京区	075-801-0389	075-801-0352
京都市東山区地域介護予防推進センター	605-0981	東山区本町15丁目794	東山区	075-551-2448	075-561-1359
京都市山科区地域介護予防推進センター	607-8170	山科区大宅向山10-5	山科区	075-585-3092	075-585-3093
京都市下京区地域介護予防推進センター	600-8223	下京区七条通西洞院西入る南側 大黒町227 第2キョートビル5階	下京区	075-361-1060	075-361-0901
京都市南区地域介護予防推進センター	601-8453	南区唐橋羅城門町30 京都メディックスビル3階	南 区	075-693-6135	075-693-6175
京都市右京区地域介護予防推進センター	616-8417	右京区嵯峨大覚寺門前六道町12	右京区	075-881-0404	075-881-0407
京都市西京区地域介護予防推進センター	615-8256	西京区山田平尾町46	西京区	075-392-7874	075-392-0191
京都市伏見地域介護予防推進センター	612-0059	伏見区桃山水野左近西町51-5	伏見区 (本所管内)	075-612-8156	075-612-8178
京都市深草・醍醐地域介護予防推進センター	612-8437	伏見区深草小久保町261	伏見区 (深草・醍醐支所管内)	075-641-2543	075-643-6330

高齢者についての情報は
インターネットで閲覧することができます



介護ケア推進課

「すこやか進行中!!」京都市の高齢者の保健福祉施策等

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-4-2-0-0.html>



健康長寿企画課

「健康長寿のまち・京都」の取組、高齢者の生きがいづくり等

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-4-3-0-0.html>



福祉のまちづくり推進室(保険年金担当)

国民健康保険・後期高齢者医療制度 等

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-8-5-0-0.html>



福祉のまちづくり推進室(企画・地域福祉担当)

地域福祉、民生児童委員、福祉ボランティアセンター 等

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-8-3-0-0.html>



長寿すこやかセンター

<https://sukoyaka.hitomachi-kyoto.jp>



シルバー・インフォメーション

高齢者のための府政ガイド

<https://www.pref.kyoto.jp/kourei-engo/>



京都府高齢者情報相談センター

(公財) 京都SKY(スカイ)センター

<http://www.skysodan.com/>



ワムネット

独立行政法人福祉医療機構

<https://www.wam.go.jp/>



きょうと認知症あんしんナビ

京都地域包括ケア推進機構

<http://www.kyoto-ninchisho.org/>



ハートページナビ京都市版

事業所等の検索

<https://www.heartpage.jp/kyoto>

～高齢者のためのガイドブック～

すこやか進行中!!

令和8年度版
2026年

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 京都市役所北庁舎4階

○介護ケア推進課 ☎075-222-3800 Fax075-213-5801

○健康長寿企画課 ☎075-222-3411 Fax075-222-3416

この印刷物が
不要になれば
「雑がみ」として
古紙回収等へ!



京都市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

